

第4次伊奈町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

【改訂版】

令和8年3月

伊奈町

目 次

第1章 計画の基本事項	1
1 地球温暖化の問題と計画策定の目的	1
2 地球温暖化対策の現状	2
3 計画の対象	6
4 計画の位置づけ	8
5 計画期間・基準年度	9
第2章 温室効果ガスの排出状況	10
1 第4次伊奈町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の目標達成状況	10
2 基準年度における温室効果ガス排出量	17
3 現況年度における温室効果ガス排出量	22
第3章 目標と基本方針	27
1 温室効果ガス排出量の削減目標	27
2 削減目標達成に向けた取組の基本方針	28
第4章 具体的な取組	29
1 削減目標達成に向けた取組	29
基本方針1 省エネルギー行動	29
基本方針2 再生可能エネルギーの導入	30
基本方針3 総合的な取組	31
第5章 計画の推進	34
1 推進体制	34
2 目標値の達成度評価と取組の進捗状況の点検・評価・見直し	36
3 計画の実施状況の公表	36
資料編	37
1 温室効果ガス排出量の削減ポテンシャル	38
2 伊奈町環境問題等調整会議設置要綱	41
3 伊奈町環境にやさしいこと推進会議設置要綱	43
4 伊奈町地球温暖化対策実行計画推進事務局設置規程	44
5 伊奈町環境審議会規則	45
6 第4次伊奈町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）【改訂版】策定の経緯	46
7 用語解説	47

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づき、町の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画です。各図表においては、端数処理の関係で合計が合わない箇所があります。

第1章 計画の基本事項

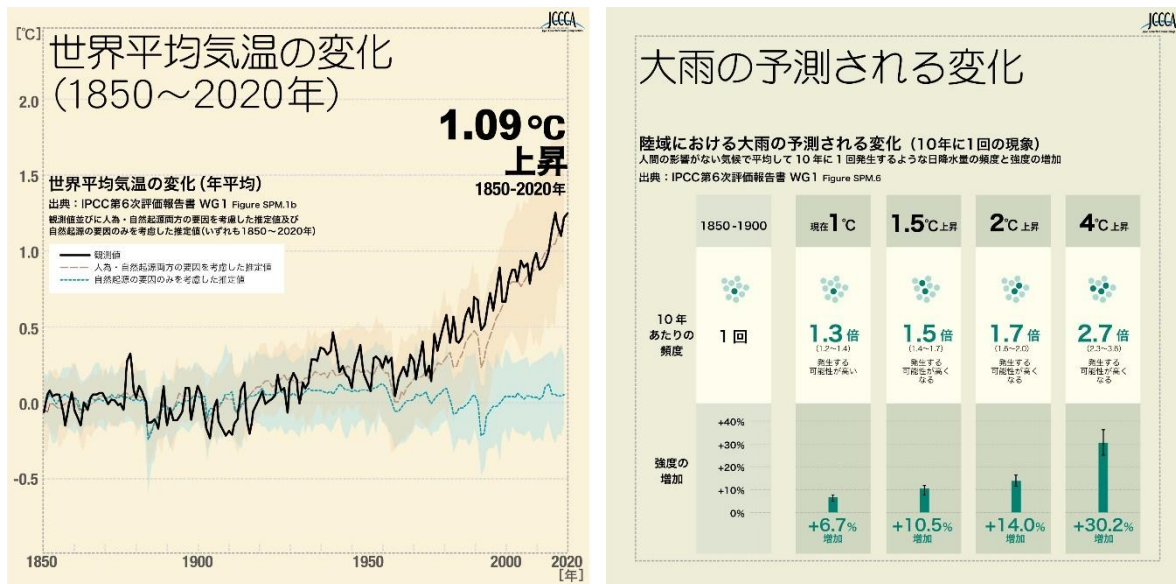
1 地球温暖化の問題と計画策定の目的

地球温暖化とは、二酸化炭素やメタンといった大気中の温室効果ガスの濃度が増加することにより、地表面や海水の温度が高くなる現象のことをいいます。

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）が令和3（2021）年8月に発行した第6次評価報告書第1作業部会報告書では、「人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない。」と述べられ、将来の影響予測として、世界平均気温は少なくとも今世紀半ばまでは上昇を続けることが予測されています。

気候変動の影響は、降水量や海面水位の変化、生態系の喪失といった自然界における影響だけでなく、インフラの機能停止や食料不足、水不足など人間社会を含めて深刻な影響が想定されています。

町では、令和2（2020）年3月に第4次伊奈町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下、「第4次計画」という。）を策定し、町が自らの事務・事業に伴って排出する温室効果ガスの排出量の削減に取り組んでまいりましたが、第4次計画の中間目標年度である令和7（2025）年度を迎えたことから、目標及び取組を見直し、第4次計画【改訂版】（以下、「本計画」という。）を策定します。



出典：全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<https://www.jccca.org/>)

図1-1 気候変動の影響

2 地球温暖化対策の現状

(1) 世界の動向

平成 27 (2015) 年に開催された国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議 (COP21) では、京都議定書以来、法的拘束力のあるパリ協定が採択されました。パリ協定では、世界共通の長期目標として、「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」が掲げられています。

また、平成 30 (2018) 年に公表された気候変動に関する政府間パネル (IPCC) 「1.5℃特別報告書」では、世界全体の平均気温の上昇について、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、世界の二酸化炭素の排出量を「2030 年までに 2010 年比で約 45%削減」し、「2050 年頃には正味ゼロ」とすることが必要であると示されています。

こうした状況を踏まえ、世界各国でカーボンニュートラル実現に向けた取組が進められています。



出典：全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<https://www.jccca.org/>)

図 1-2 各国の削減目標 (左) と IPCC 報告書 (右)

(2) 日本国内の状況

国内では、政府が令和 2 (2020) 年 10 月、「2050 年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち 2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言しました。

また、令和 3 (2021) 年 4 月には、地球温暖化対策推進本部において、「2030 年度の温室効果ガスの削減目標を 2013 年度比 46%削減することとし、さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けていく」旨が公表され、同年 6 月に改正地球温暖化対策の推進に関する法律 (以下、「温対法」という。) が施行されました。

さらに、令和 7 (2025) 年 2 月には、新たな「地球温暖化対策計画」が閣議決定され、2050 年ネット・ゼロの実現や、我が国の温室効果ガス削減目標として、上記目標に加え、「2035 年度、2040 年度において、温室効果ガスを 2013 年度からそれぞれ 60%、73%削減することを旨とする」という新たな削減目標が位置付けられました。

併せて、「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」(以下、「政府実行計画」という。)の改定も行われました。温室効果ガス排出削減目標をこれまでの令和 12 (2030) 年度までに 50%削減(平成 25 (2013) 年度比)に加え、令和 17 (2035) 年度までに 65%削減、令和 22 (2040) 年度までに 79%削減することも目標として新たに掲げられ、その目標達成に向け、引き続き太陽光発電の導入、新築建築物の ZEB 化、電動車の導入、LED 照明の導入、再生可能エネルギー電力調達等について、政府自らが率先して実行する方針が示されました。

こうした国内外の潮流を受け、「2050 年までの二酸化炭素排出量実質ゼロ」を目指す旨を表明する地方公共団体は増加し、全国各地で脱炭素化に向けた取組が進められています。

さらに、我が国では温室効果ガスの排出削減対策(緩和策)を進めてきましたが、気候変動の影響による被害を回避・軽減するための対策(適応策)を法的に位置付けるため、平成 30 (2018) 年 6 月に気候変動適応法が公布され、同年 11 月には「気候変動適応計画」が策定されました。

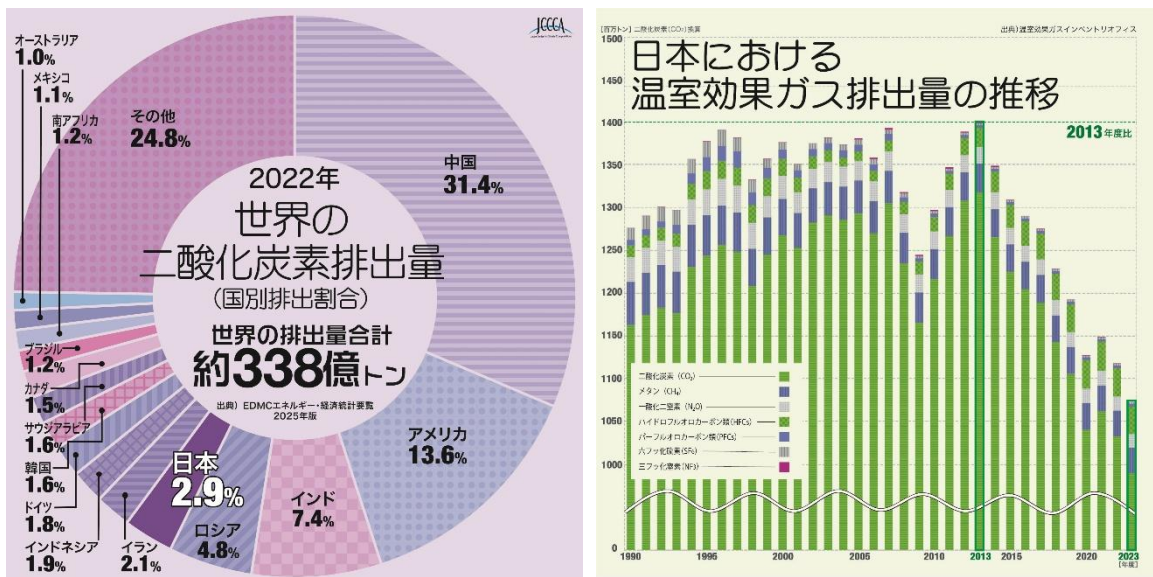
気候変動への対応策には「緩和策」と「適応策」がありますが、「地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」において主に対象となるのは、温室効果ガスの排出量削減のための対策である「緩和策」となります。



出典：気候変動適応情報プラットフォーム

図 1-3 緩和策と適応策

世界全体の二酸化炭素排出量を国別に見ると、日本は中国、アメリカ、インド、ロシアに次いで世界で5番目に多く二酸化炭素を排出しており、世界の2.9%を占めています。令和5（2023）年度の温室効果ガス排出量（二酸化炭素換算、以下同様）は、約10億1,700万トンであり「地球温暖化対策計画（平成28（2016）年閣議決定）」の基準年度（平成25（2013）年度）と比べると27.1%減少しています。



出典：全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<https://www.jccca.org/>)

図 1-4 世界の二酸化炭素排出量（左）と日本における温室効果ガス排出量の推移（右）

(3) 埼玉県の取組

埼玉県では、平成 21（2009）年 3 月に「埼玉県地球温暖化対策推進条例」を制定し、同年 4 月に施行しました。この条例では、「地球温暖化対策に関し必要な事項を定め、県、事業者、県民、環境保全活動団体等が協働して地球温暖化対策を推進することにより、低炭素社会を実現し、もって良好な環境を将来の世代に引き継ぐこと」を目的としています。

また、平成 22（2010）年度には「ストップ温暖化・埼玉県庁率先実行プラン（埼玉県地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、地球温暖化対策を推進してきました。

その後、国際社会や国等において脱炭素社会の実現に向けた動きがさらに加速したことから、令和 4（2022）年 3 月に「第 3 期埼玉県地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を改正しました。

計画の目標として、令和 12（2030）年度の温室効果ガス排出量を平成 25（2013）年度比で 46%以上削減し、さらに 50%の高みに向けて挑戦することを掲げています。

(4) 伊奈町の取組

町では、平成 12 (2000) 年 12 月に「伊奈町環境基本条例」を制定し、平成 15 (2003) 年 3 月にはこの条例に基づき「伊奈町環境基本計画」を、令和 7 (2025) 年 3 月には「第 3 次伊奈町環境基本計画」を策定しました。

町の最上位計画である「伊奈町総合振興計画」では、町の将来像を「これからも安心して住み続けられるぬくもりのあるまちづくり」と掲げています。

本計画の上位計画である「第 3 次伊奈町環境基本計画」では、伊奈町環境基本条例第 3 条に掲げられた基本理念のもと、町の将来像を環境面から実現することを目指しています。計画の環境像として「環境を 一人一人が考え 未来へつなぐ いな」を掲げ、この環境像を実現するために、「豊かな自然と共生するまち」、「誰もが安心して暮らせるまち」、「脱炭素社会を形成するまち」、「世代を超えて一人一人が環境のことを考え行動するまち」の 4 つの基本目標を設定しています。

また、具体的かつ計画的に地球温暖化対策を推進するため、温対法に基づき、表 1-1 に示す地方公共団体実行計画（事務事業編）を策定し、町の事務・事業に伴う温室効果ガス排出量の削減に取り組んできました。

表 1-1 伊奈町のこれまでの事務事業編一覧

策定年月	計画名	計画期間
平成 16 (2004) 年 3 月	いなまち地球温暖化防止実行計画	平成 16 (2004) 年度 ～平成 20 (2008) 年度
平成 22 (2010) 年 3 月	第 2 次いなまち地球温暖化防止実行計画	平成 22 (2010) 年度 ～平成 26 (2014) 年度
平成 27 (2015) 年 3 月	第 3 次いなまち地球温暖化防止実行計画	平成 27 (2015) 年度 ～令和元 (2019) 年度
令和 2 (2020) 年 3 月	第 4 次伊奈町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）	令和 2 (2020) 年度 ～令和 12 (2030) 年度

3 計画の対象

(1) 対象範囲

町が行う事務・事業のすべてとし、出先機関を含めたすべての組織や施設を対象とします。

町が外部に委託・発注して行う業務や工事等に関しては、事業を遂行するにあたり温室効果ガスの排出抑制に努めるよう受託者・受注者に要請します。

表 1-2 計画対象施設等一覧

対象となる施設等	
庁舎	小針北小学校
クリーンセンター	学校給食センター
光ヶ丘排水機場	北保育所
北部第1調整池	南保育所
北部第2調整池	図書館
北部・南部安心安全ステーション	伊奈中央会館
第一中継ポンプ場	ふれあい活動センター
中部第1号調整池	ふれあい福祉センター
小針中学校	保健センター
南中学校	総合センター
伊奈中学校	パブリックルーム
小室小学校	北部・南部コミュニティ消防センター※1
南小学校	浄水場
小針小学校	配水場※2

※1 伊奈町消防本部は令和5（2023）年4月より上尾市消防本部へ移管されたため、対象となる施設から除きます。

※2 配水場には「第2号井～第7号井」及び「水質監視装置（中島児童公園・きんもくせい公園）」を含みます。

(2) 対象とする温室効果ガス

温室効果ガスは燃料の燃焼に伴う二酸化炭素の寄与が最も多くなっていますが、その他にも下表に示すように様々な発生源から排出されています。

本計画の対象となる温室効果ガスの種類は、二酸化炭素 (CO₂)、メタン (CH₄)、一酸化二窒素 (N₂O)、ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs) の4種類のガスとします。

パーフルオロカーボン類 (PFCs)、六ふっ化硫黄 (SF₆)、三ふっ化窒素 (NF₃) は、町の算定対象物質に該当するものはないため、計画の対象としません。

表 1-3 温室効果ガスの種類

ガスの種類	人為的な発生源		伊奈町における算定対象物質
二酸化炭素 (CO ₂)	エネルギー起源	電気の使用や暖房用灯油、自動車用ガソリン等の使用により排出される。排出量が多いため、温室効果ガスの中では温室効果への寄与が最も大きい。	<ul style="list-style-type: none"> ガソリン、軽油、灯油、A重油、都市ガス、LPGの使用量 電気使用量 一般廃棄物焼却量のうち廃プラスチック類の焼却量*
	非エネルギー起源	廃プラスチック類の焼却等により排出される。	
メタン (CH ₄)	自動車の走行や、燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却、廃棄物の埋立等により排出される。二酸化炭素と比べると重量あたり約 28 倍の温室効果がある。		<ul style="list-style-type: none"> 自動車の走行量 一般廃棄物の焼却量
一酸化二窒素 (N ₂ O)	自動車の走行や燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却等により排出される。二酸化炭素と比べると重量あたり約 265 倍の温室効果がある。		<ul style="list-style-type: none"> 自動車の走行量 一般廃棄物の焼却量
ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)	カーエアコンの使用・廃棄時等に排出される。二酸化炭素と比べると重量あたり約 4~12,400 倍の温室効果がある。		<ul style="list-style-type: none"> カーエアコンの使用台数 (HFC-134a)
パーフルオロカーボン類 (PFCs)	半導体の製造、溶剤等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出される。二酸化炭素と比べると重量あたり約 6,630~11,100 倍の温室効果がある。		<ul style="list-style-type: none"> 町の事務事業に該当なし
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	電気設備の電気絶縁ガス、半導体の製造等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出される。二酸化炭素と比べると重量あたり約 23,500 倍の温室効果がある。		<ul style="list-style-type: none"> 町の事務事業に該当なし
三ふっ化窒素 (NF ₃)	半導体製造でのドライエッチングや CVD 装置のクリーニングにおいて用いられている。		<ul style="list-style-type: none"> 町の事務事業に該当なし 法施行令第3条第1項第1号~6号までに含まれない(本計画において対象外となる)ガス

4 計画の位置づけ

本計画は、温対法第 21 条に基づいて策定する「地方公共団体実行計画（事務事業編）」であり、町の最上位計画である「伊奈町総合振興計画」、本計画の上位計画である「第 3 次伊奈町環境基本計画」を地球温暖化対策の側面から補完するものです。これら上位計画の理念に則り、町の職員一人一人が地球温暖化対策に取り組むための具体的な取組を示し、町が自ら排出する温室効果ガスの排出抑制を図るための行動計画として位置づけるものです。

また、国の「政府実行計画」、県の「第 3 期埼玉県地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」と連携・整合を図るとともに、庁内関連計画である「伊奈町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（第 3 次伊奈町環境基本計画に内包）」、「伊奈町公共施設等総合管理計画」等と連携を図りながら推進します。

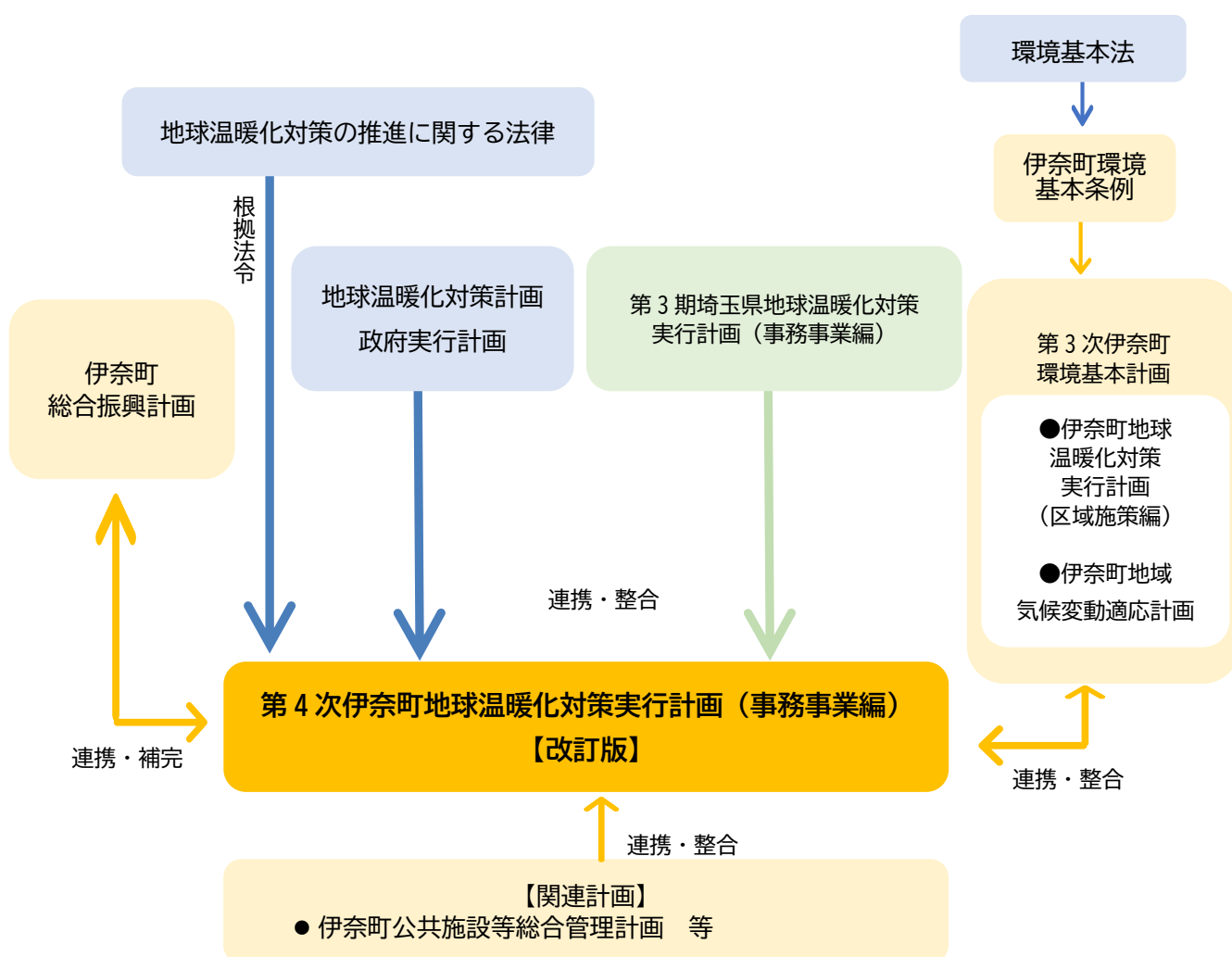


図 1-5 計画の位置づけ

5 計画期間・基準年度

本計画の対象とする期間は、令和 8（2026）年度から令和 12（2030）年度までの 5 年間とします。

また、基準年度は、国の地球温暖化対策計画及び政府実行計画に即し、平成 25（2013）年度とします。

平成25年度 (2013年度)	……	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	令和12年度 (2030年度)
基準年度 ●		第4次伊奈町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）										
											[改訂版]	

図 1-6 計画期間

コラム

再生可能エネルギーとは

再生可能エネルギーとは、限りのある資源である化石燃料とは異なり、枯渇せず、繰り返し再生利用でき、温室効果ガスを排出しない、環境にやさしいエネルギーです。

再生可能エネルギーのうち、太陽光・風力・地熱・中小水力・バイオマスは発電、太陽熱・バイオマス熱・地中熱などは熱エネルギーとして利用でき、再生可能エネルギーには多様なエネルギー源が存在します。熱源の種類によって適用温度帯は異なりますが、主にヒートポンプや熱交換器を介して空調や給湯に利用されます。

第2章 温室効果ガスの排出状況

1 第4次伊奈町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の目標達成状況

第4次計画では、町の事務・事業に伴う温室効果ガス排出量について、平成25(2013)年度実測値を基準年度の値とし、令和12(2030)年度までに7.8%削減（排出量を7,166 t-CO₂以下に削減）することを目標としました。

令和6(2024)年度は、電気使用量の増加に伴い、温室効果ガス排出量は増加傾向にあったものの、燃料使用量の減少や、令和3(2021)年度から導入した本庁舎における再生可能エネルギー由来の電力への切り替え、伊奈町消防本部が上尾市消防本部へ移管されたことによるエネルギー使用量の減少、クリーンセンターが基幹的設備改良工事を実施したことで、設備の延命化と省エネルギー化が図れたこと、さらに温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度に基づく電力排出係数の告示更新に加え、令和6(2024)年4月に施行された「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令」による地球温暖化係数の見直しといった外的要因も相まって、全体として温室効果ガス排出量が削減されました。

その結果、令和6(2024)年度における温室効果ガス排出量は6,821.5 t-CO₂となり、第4次計画で掲げた目標を達成しました。

コラム

再エネ電気プラン

小売電気事業者が提供する再エネ電気プランを選ぶことで、再生可能エネルギー由来の電力に切り替えることができます。多くの小売電気事業者が太陽光発電や風力発電などの再生可能エネルギーを電源としたプランを用意しています。再生可能エネルギー割合が100%のプランであれば、二酸化炭素(CO₂)排出量実質ゼロの電気となります。

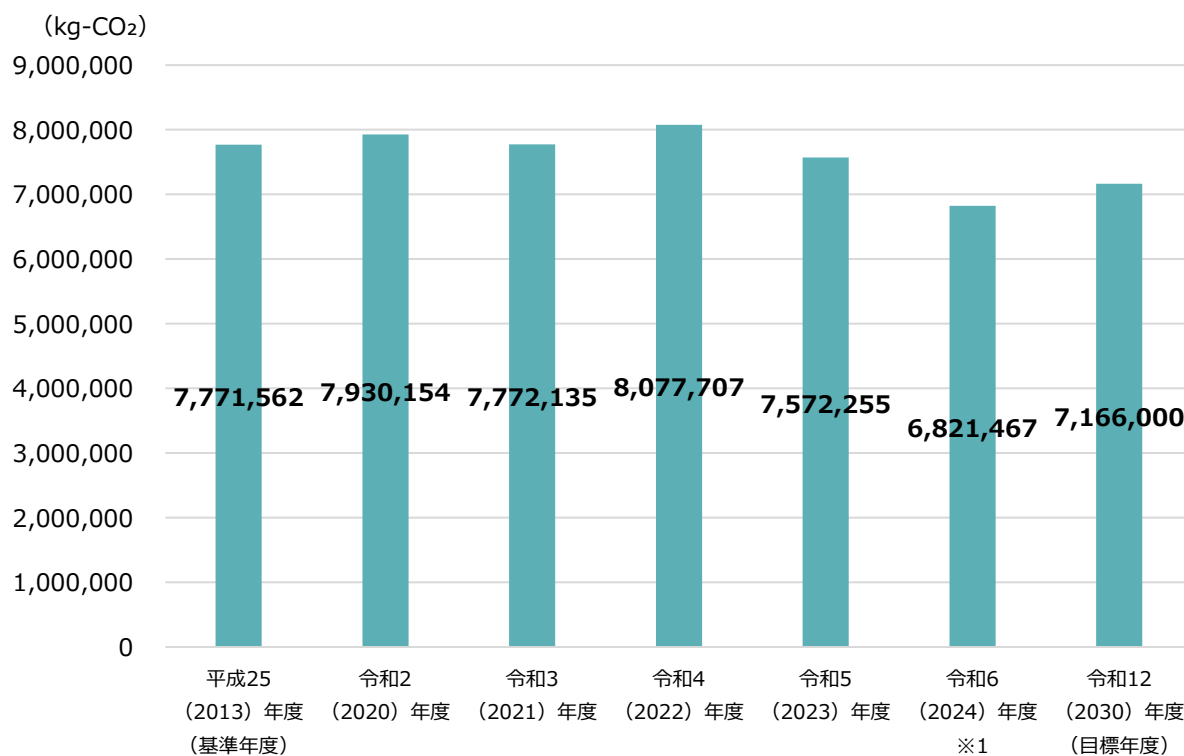


再生可能エネルギー由来の電気プランへの切り替えでCO₂排出が実質ゼロの電気を使えます。

【再エネ電気プランのメリット】

- ・発電設備を設置しなくとも契約を切り替えるだけで再エネが利用できる
- ・各社メニューにより料金は切り替え前と同等程度のものもある

出典：環境省

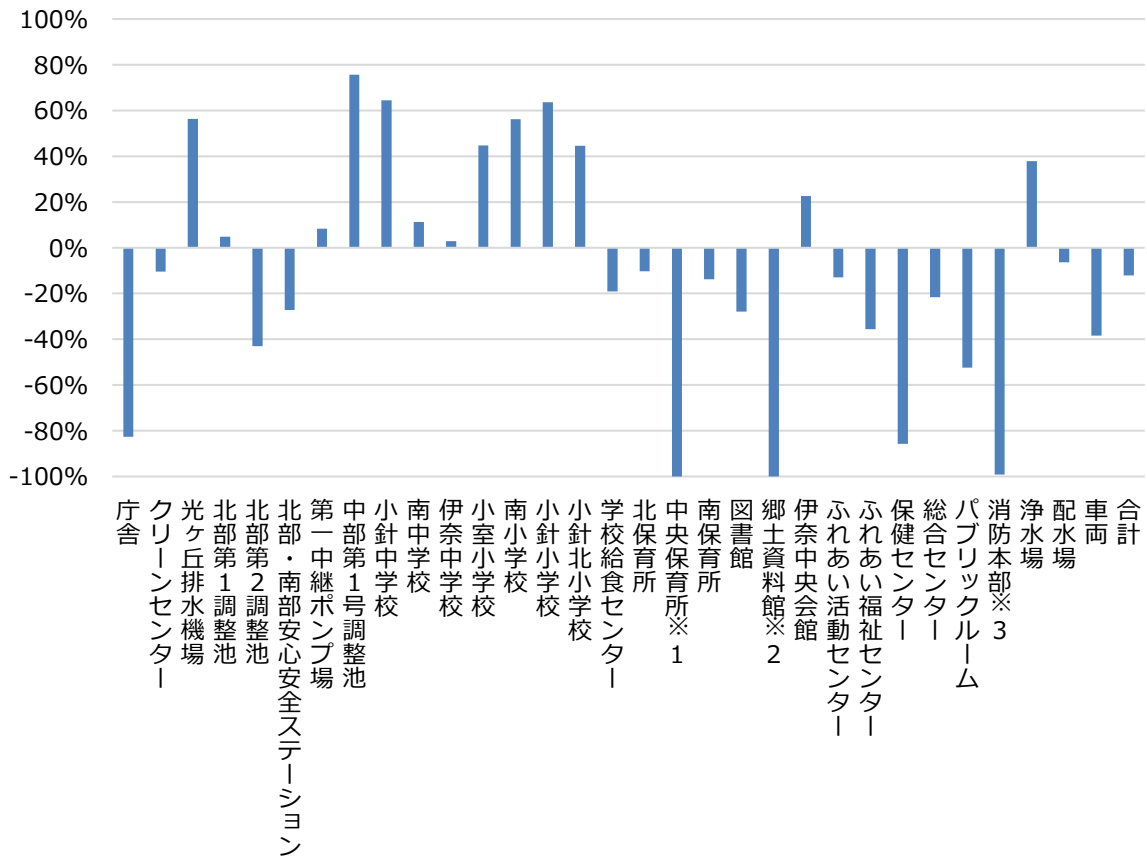


※電気使用量の排出係数は、平成 25 (2013) 年度及び令和 2 (2020) ~令和 5 (2023) 年度は 18 ページの東京電力エネルギーパートナー株式会社 (平成 29 (2017) 年度実績) の基礎排出係数を使用、令和 6 (2024) 年度は 23 ページの東京電力エネルギーパートナー株式会社及び Q. ENEST でんき株式会社 (令和 5 (2023) 年度実績) の調整後排出係数を使用しています。

図 2-1 基準年度と第 4 次計画期間の温室効果ガス排出量の推移

※1 令和 6 (2024) 年度の温室効果ガス排出量の一時的な減少要因

- ・クリーンセンターでの基幹的設備改良工事のため、焼却炉を 1 ヶ月間停止したことによる電気使用量及び廃棄物焼却量の減少。
- ・北部第 2 調整池での浚渫工事のため、ポンプを 6 ヶ月間停止したことによる電気使用量の減少。
- ・保健センターが管轄している調理室が、6 ヶ月間稼働していなかったことによる液化石油ガス使用量の減少。



※ 基準年度（平成 25（2013）年度）の排出量を 0%としています。

図 2-2 施設ごとの温室効果ガス排出量の増減率
（令和 6（2024）年度/平成 25（2013）年度比）

- ※1 中央保育所は、平成 28（2016）年 3 月に閉鎖されたため、100%減少しています。
- ※2 郷土資料館は、平成 28（2016）年 4 月より伊奈町立南中学校へ移転されたため、100%減少しています。移転後の温室効果ガス排出量は、南中学校の排出量に含まれています。
- ※3 伊奈町消防本部は、令和 5（2023）年 4 月より上尾市消防本部へ移管されたため、南部コミュニティ消防センター及び北部コミュニティ消防センターの排出量を示しています。

職員の温室効果ガス排出抑制への取組状況ですが、第3次いなまち地球温暖化防止実行計画期間（平成27（2015）年度～令和元（2019）年度）における全項目の平均値が2.15点であったのに対し、第4次計画期間中の令和2（2020）年度から令和6（2024）年度まででは2.06点と下降していることから、より一層の周知と取組の徹底が必要と考えられます。

3点・・・常に実行している
 1点・・・時々実行している
 0点・・・実行していない

--- 第3次計画意識平均 —●— 第4次計画（令和2（2020）年度～令和6（2024）年度）意識平均

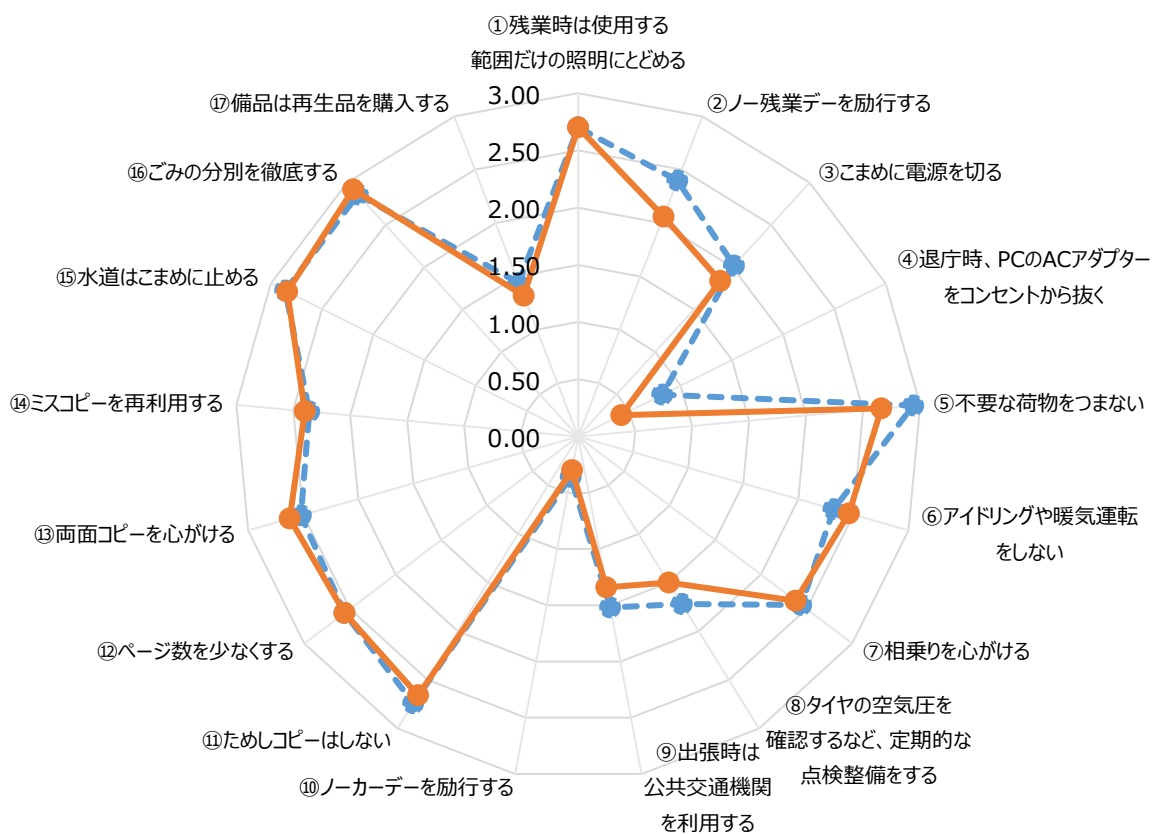


図 2-3 温室効果ガス排出抑制のための取組に対する5か年平均値

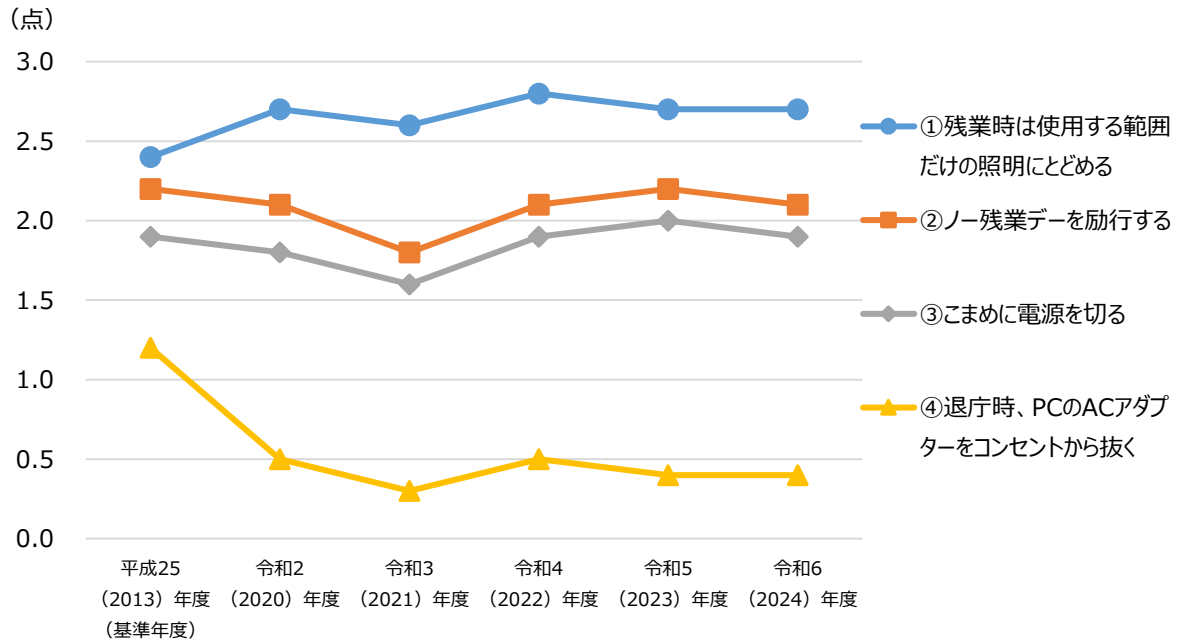


図 2-4 温室効果ガス排出抑制のための取組意識の推移（電気使用量の削減）

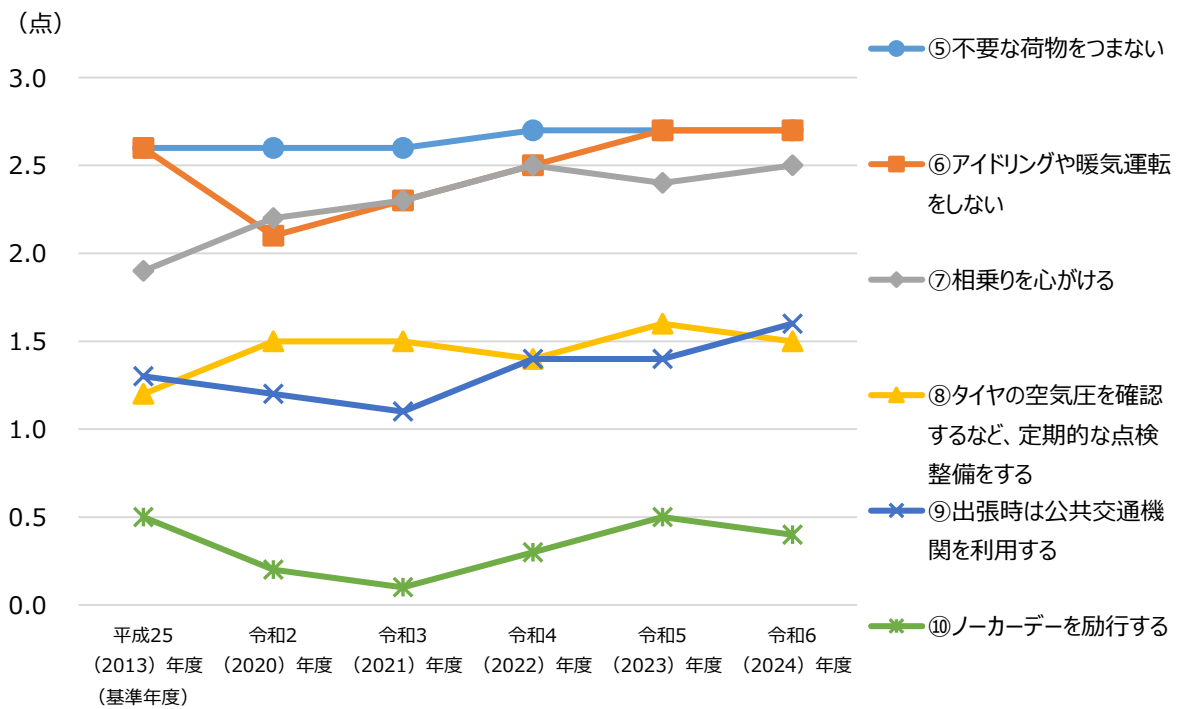


図 2-5 温室効果ガス排出抑制のための取組意識の推移（公用車燃料使用量の削減）

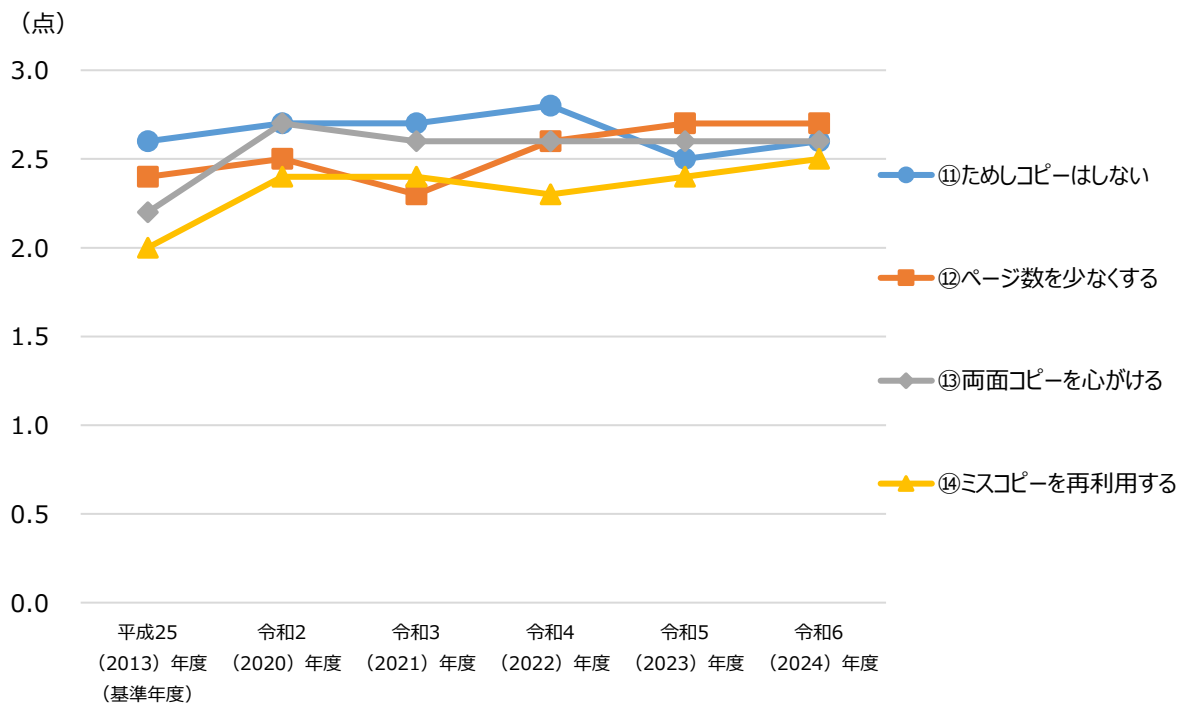


図 2-6 温室効果ガス排出抑制のための取組意識の推移（用紙類の削減）

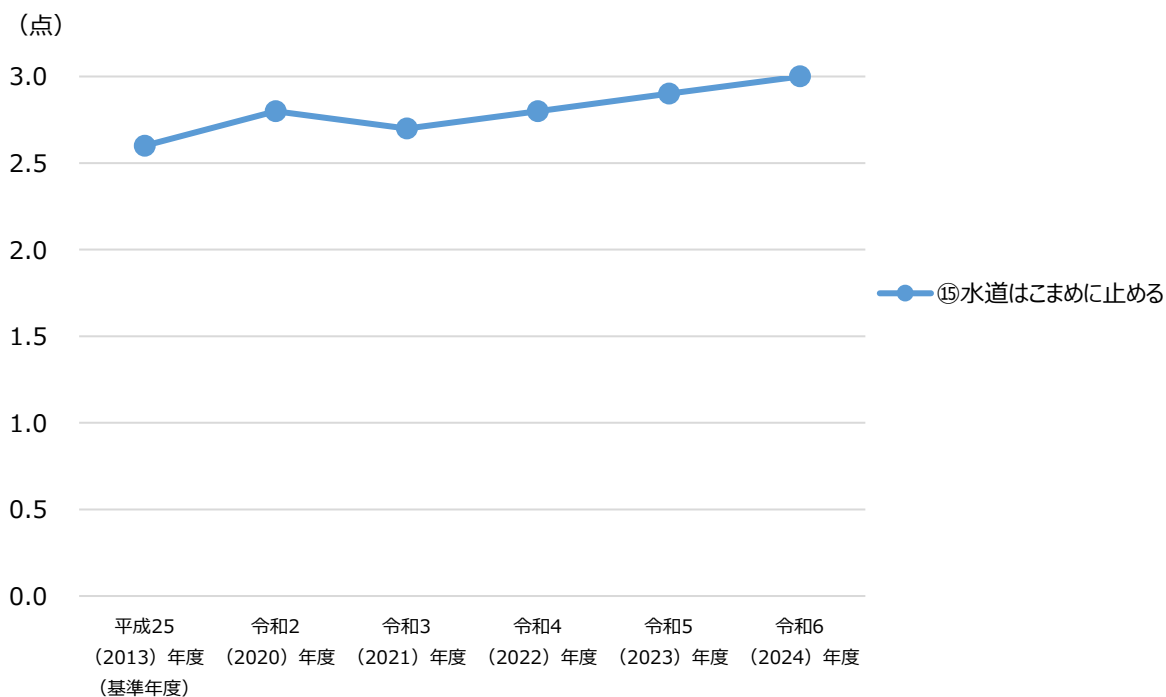


図 2-7 温室効果ガス排出抑制のための取組意識の推移（水使用量の削減）

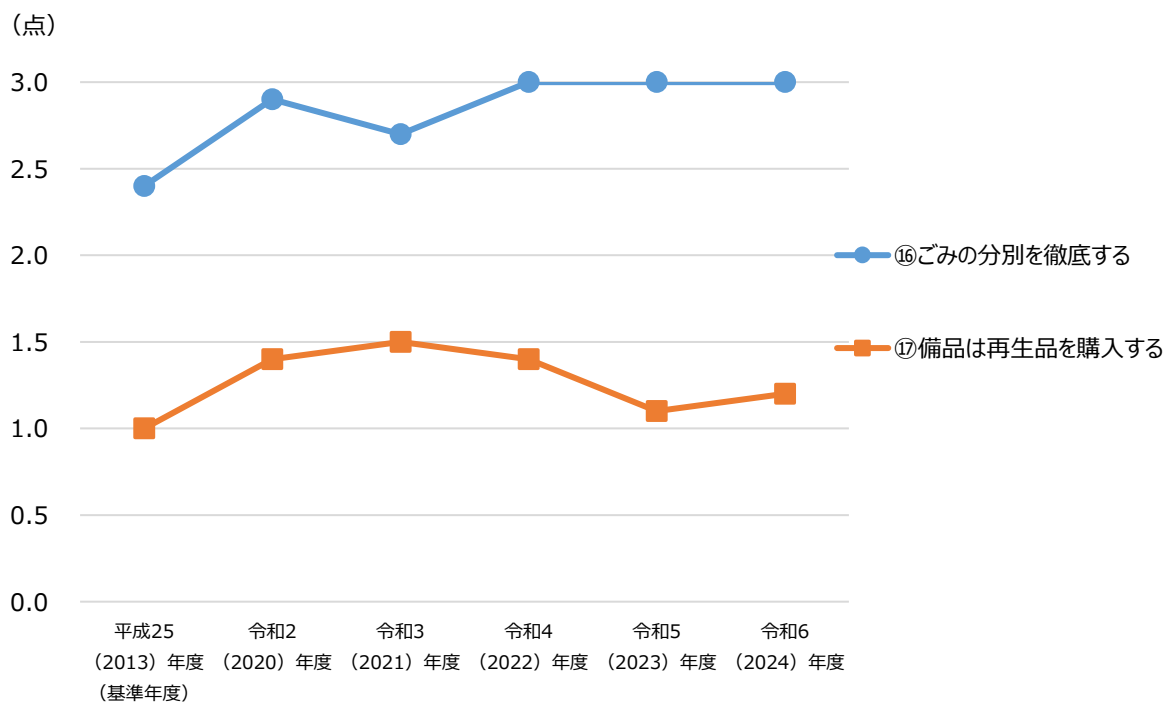


図 2-8 温室効果ガス排出抑制のための取組意識の推移 (廃棄物の発生抑制)

2 基準年度における温室効果ガス排出量

町の事務・事業から発生する温室効果ガス排出量を把握するため、基準年度となる平成 25 (2013) 年度実績の二酸化炭素・メタン・一酸化二窒素及びハイドロフルオロカーボンの排出量を、「地方公共団体実行計画(事務事業編)策定・実施マニュアル」(以下、「マニュアル」という。)及び「温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン」に基づき算定しました。

その結果、基準年度における町の事務・事業から発生する温室効果ガス排出量は、約 7,772 t-CO₂となっています。

温室効果ガス排出量に占める割合をみると、約 97.5%を二酸化炭素が占めています。次いで一酸化二窒素、メタン、ハイドロフルオロカーボンとなっています。

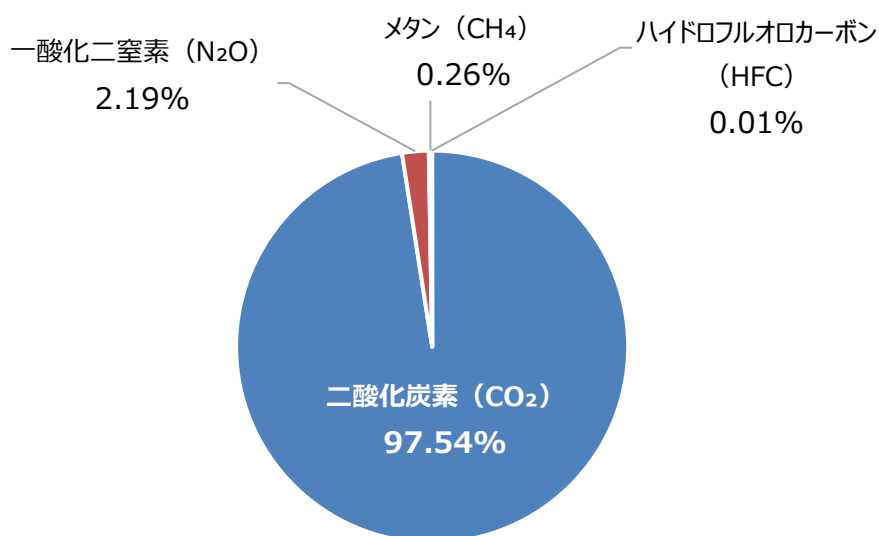


図 2-9 基準年度(平成 25 (2013) 年度)の温室効果ガス種類別排出量割合

表 2-1 基準年度（平成 25（2013）年度）の温室効果ガス排出量内訳

調査項目		平成 25(2013) 年度活動量	基準年度 排出係数 (H22 年改正)	基準年度 地球温暖化係数 (H27 年改正)	平成 25(2013)年 度排出量 (kg-CO ₂)	
燃料使用量	ガソリン	32,491.94	2.32 kg-CO ₂ /l	1	75,381.30	
	灯油	23,278.00	2.49 kg-CO ₂ /l	1	57,962.22	
	軽油	7,554.24	2.58 kg-CO ₂ /l	1	19,489.94	
	A重油	195,149.80	2.71 kg-CO ₂ /l	1	528,855.96	
	都市ガス	0.00	2.16 kg-CO ₂ /m ³	1	0.00	
	液化石油ガス (LPG)	15,009.57	3.00 kg-CO ₂ /kg	1	45,028.71	
電気使用量 東京電力エナジーパートナー(株)		6,982,874.00	0.475 kg-CO ₂ /kWh	1	3,316,865.15	
廃棄物焼却量	一般廃棄物焼却量 (准連続燃焼式)	10,486.30	0.077 kg-CH ₄ /t	25	20,186.13	
	一般廃棄物焼却量 (准連続燃焼式)	10,486.30	0.0539 kg-N ₂ O/t	298	168,433.05	
	一般廃棄物焼却量廃プラスチック類 (合成繊維を除く)	1,279.00	2,765 kg-CO ₂ /t	1	3,536,435.00	
自動車の走行量	ガソリン・LPG	普通・小型自動車	91,460.00	0.000010 kg-CH ₄ /km	25	22.87
			91,460.00	0.000029 kg-N ₂ O/km	298	790.40
		軽自動車	67,389.00	0.000010 kg-CH ₄ /km	25	16.85
			67,389.00	0.000022 kg-N ₂ O/km	298	441.80
		小型貨物車	30,109.00	0.000015 kg-CH ₄ /km	25	11.29
			30,109.00	0.000026 kg-N ₂ O/km	298	233.28
	軽貨物車	25,283.00	0.000011 kg-CH ₄ /km	25	6.95	
		25,283.00	0.000022 kg-N ₂ O/km	298	165.76	
	特殊用途車	21,453.00	0.000035 kg-CH ₄ /km	25	18.77	
		21,453.00	0.000035 kg-N ₂ O/km	298	223.75	
	軽油	普通乗用車	0.00	0.0000020 kg-CH ₄ /km	25	0.00
			0.00	0.000007 kg-N ₂ O/km	298	0.00
		小型貨物車	6,210.00	0.0000076 kg-CH ₄ /km	25	1.18
			6,210.00	0.000009 kg-N ₂ O/km	298	16.66
		特殊用途車	9,472.90	0.000013 kg-CH ₄ /km	25	3.08
			9,472.90	0.000025 kg-N ₂ O/km	298	70.57
	HFC-134a 封入カーエアコンの使用台数		63	0.010 kg-HFC/台・年	1,430	900.90
	総排出量 (CO ₂ 換算)					7,771,561.56

基準年度における施設別の温室効果ガス排出量をみるとクリーンセンターからの排出量が最も多く全体の約 64.7%を占めています。次いで、学校給食センターが約 5.4%、配水場が約 5.1%、庁舎が約 4.0%となっています。

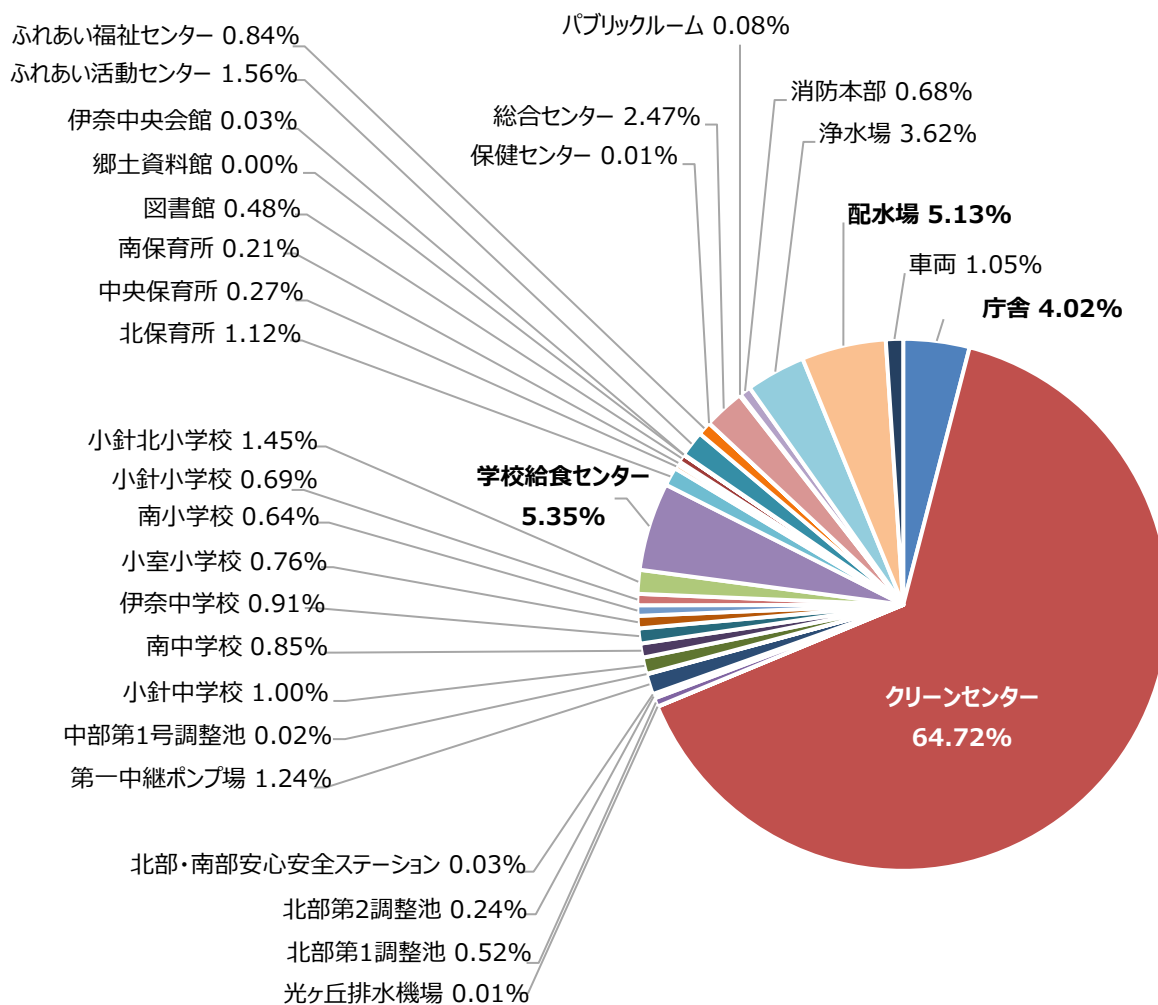


図 2-10 基準年度（平成 25（2013）年度）の施設別温室効果ガス排出量割合

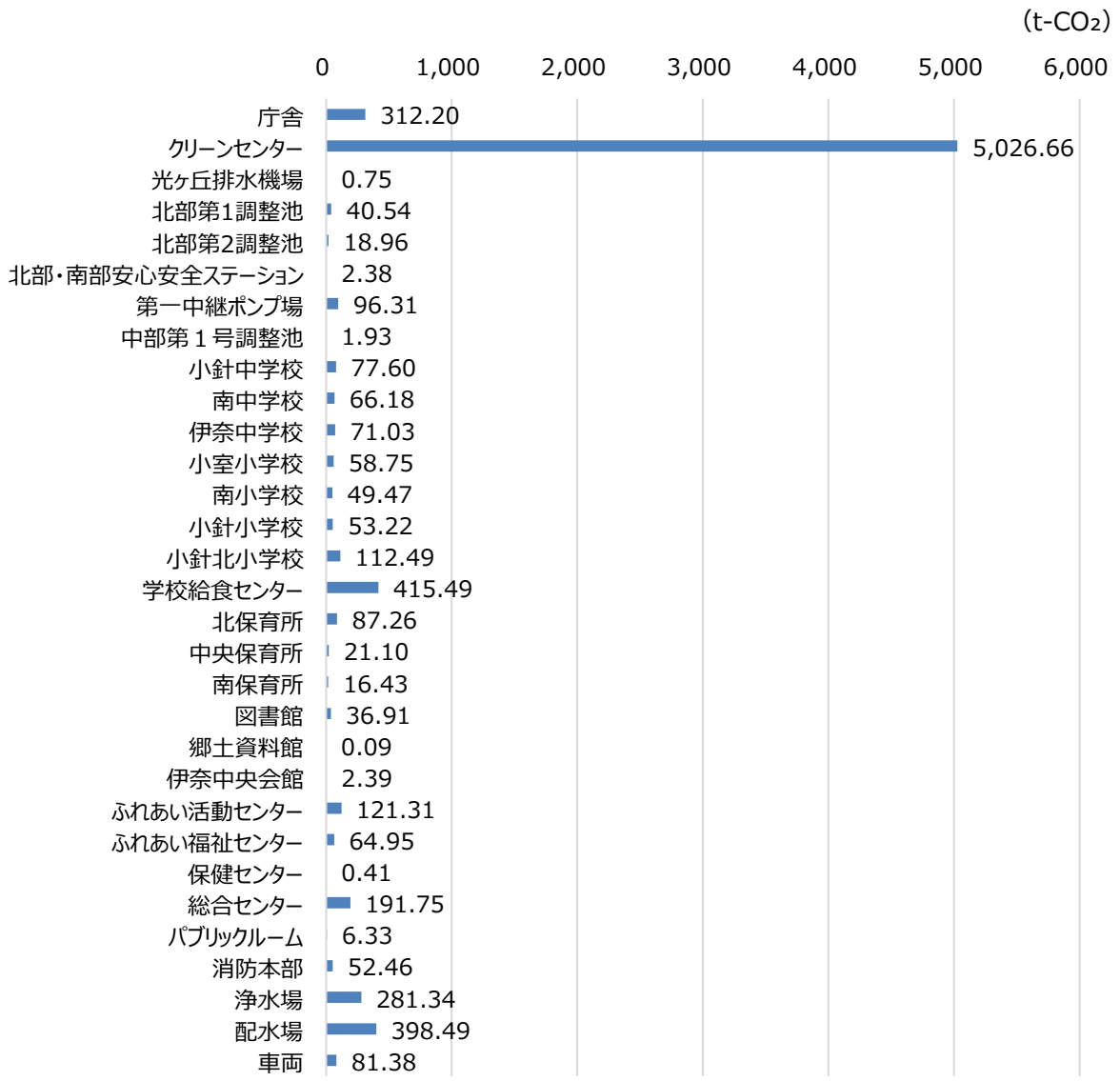


図 2-11 基準年度（平成 25（2013）年度）の施設別温室効果ガス排出量

温室効果ガスの排出源割合では、廃棄物焼却による排出量が全体の約47.9%、次いで電気使用量による排出量が約42.7%を占めています。

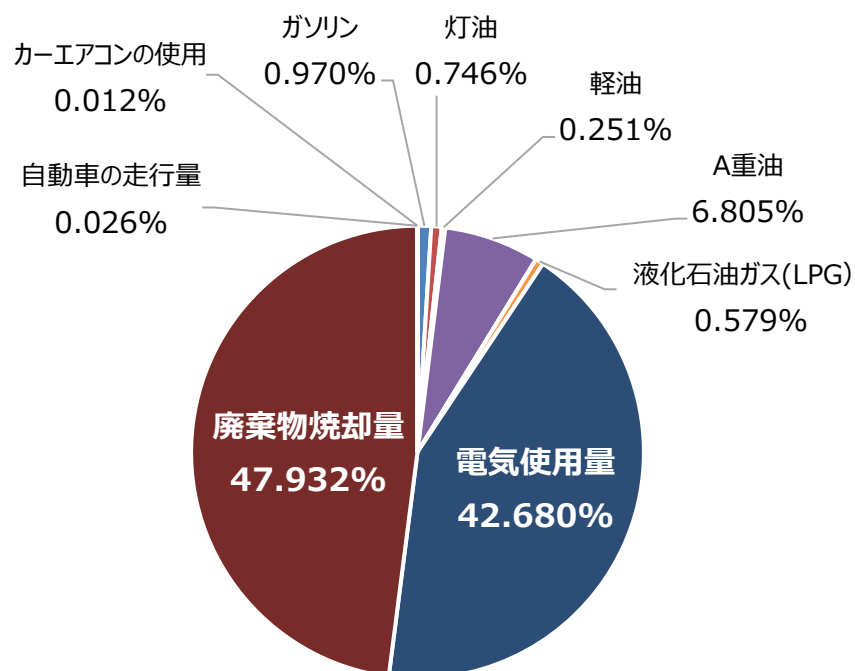


図 2-12 基準年度（平成 25（2013）年度）の温室効果ガス排出源割合

3 現況年度における温室効果ガス排出量

町の事務・事業から発生する温室効果ガス排出量を把握するため、現況年度となる令和6（2024）年度実績の二酸化炭素・メタン・一酸化二窒素及びハイドロフルオロカーボンの排出量を、マニュアル及び「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（算定手法編）」（以下、「算定手法編」という。）に基づき算定しました。

その結果、現況年度における町の事務・事業から発生する温室効果ガス排出量は、約6,821 t-CO₂となっています。

温室効果ガス排出量に占める割合をみると、基準年度と構成は大きく変わらず、約97.8%を二酸化炭素が占めています。次いで一酸化二窒素、メタン、ハイドロフルオロカーボンとなっています。

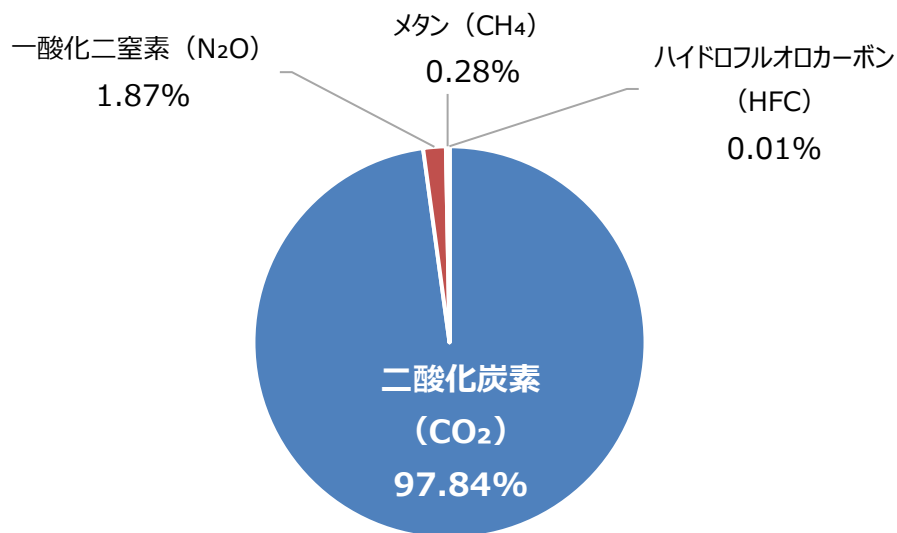


図 2-13 現況年度（令和 6（2024）年度）の温室効果ガス種類別排出量割合

表 2-2 現況年度（令和 6（2024）年度）の温室効果ガス排出量内訳

調査項目		令和 6(2024)年度 活動量	本計画 排出係数 (R5 年改正)	本計画 地球温暖化 係数 (R5 年改正)	令和 6(2024)年度 排出量 (kg-CO ₂)	基準 年度比	
燃料使用量	ガソリン	21,355.00	2.32 kg-CO ₂ /l	1	49,543.60	-34.28%	
	灯油	3,979.40	2.49 kg-CO ₂ /l	1	9,908.71	-82.90%	
	軽油	2,882.61	2.58 kg-CO ₂ /l	1	7,437.13	-61.84%	
	A重油	134,828.50	2.71 kg-CO ₂ /l	1	365,385.24	-30.91%	
	都市ガス	105,996.00	2.05 kg-CO ₂ /m ³	1	217,291.80	100%	
	液化石油ガス (LPG)	6,239.67	3.00 kg-CO ₂ /kg	1	18,719.01	-58.43%	
電気使用量	東京電力エナジーパートナー(株) 再エネプラン	489,259.00	0 kg-CO ₂ /kWh	1	0.00	-9.55%	
	東京電力エナジーパートナー(株) その他プラン	6,795,426.00	0.431 kg-CO ₂ /kWh	1	2,928,828.61		
	Q. ENEST でんき(株)	217,387.00	0.328 kg-CO ₂ /kWh	1	71,302.94		
廃棄物焼却量	一般廃棄物焼却量 (准連続燃焼式)	8,838.08	0.077 kg-CH ₄ /t	28	19,054.90	-5.60%	
	一般廃棄物焼却量 (准連続燃焼式)	8,838.08	0.0539 kg-N ₂ O/t	265	126,238.72	-25.05%	
	一般廃棄物焼却量廃プラスチック類 (合成繊維を除く)	1,087.08	2,765 kg-CO ₂ /t	1	3,005,786.82	-15.01%	
自動車の走行量	ガソリン・LPG	普通・小型自動車	51,662.00	0.000010 kg-CH ₄ /km	28	14.47	-36.75%
			51,662.00	0.000029 kg-N ₂ O/km	265	397.02	-49.77%
		軽自動車	53,653.50	0.000010 kg-CH ₄ /km	28	15.02	-10.84%
			53,653.50	0.000022 kg-N ₂ O/km	265	312.80	-29.20%
		小型貨物車	11,468.28	0.000015 kg-CH ₄ /km	28	4.82	-57.34%
			11,468.28	0.000026 kg-N ₂ O/km	265	79.02	-66.13%
	軽貨物車	36,991.57	0.000011 kg-CH ₄ /km	28	11.39	63.93%	
		36,991.57	0.000022 kg-N ₂ O/km	265	215.66	30.10%	
	特殊用途車	1,389.50	0.000035 kg-CH ₄ /km	28	1.36	-92.75%	
		1,389.50	0.000035 kg-N ₂ O/km	265	12.89	-94.24%	
	軽油	普通乗用車	0.00	0.0000020 kg-CH ₄ /km	28	0.00	-
			0.00	0.000007 kg-N ₂ O/km	265	0.00	-
		小型貨物車	8,599.06	0.0000076 kg-CH ₄ /km	28	1.83	55.07%
			8,599.06	0.000009 kg-N ₂ O/km	265	20.51	23.10%
		特殊用途車	3,485.90	0.000013 kg-CH ₄ /km	28	1.27	-58.81%
			3,485.90	0.000025 kg-N ₂ O/km	265	23.09	-67.28%
HFC-134a 封入カーエアコンの使用台数		66	0.010 kg-HFC/台・年	1,300	858.00	-4.76%	
総排出量 (CO ₂ 換算)					6,821,466.61	-12.23%	

現況年度における施設別の温室効果ガス排出量をみるとクリーンセンターからの排出量が最も多く全体の約 66.1%を占めています。次いで、配水場が約 5.5%、学校給食センターが約 4.9%、浄水場が約 3.4%となっています。

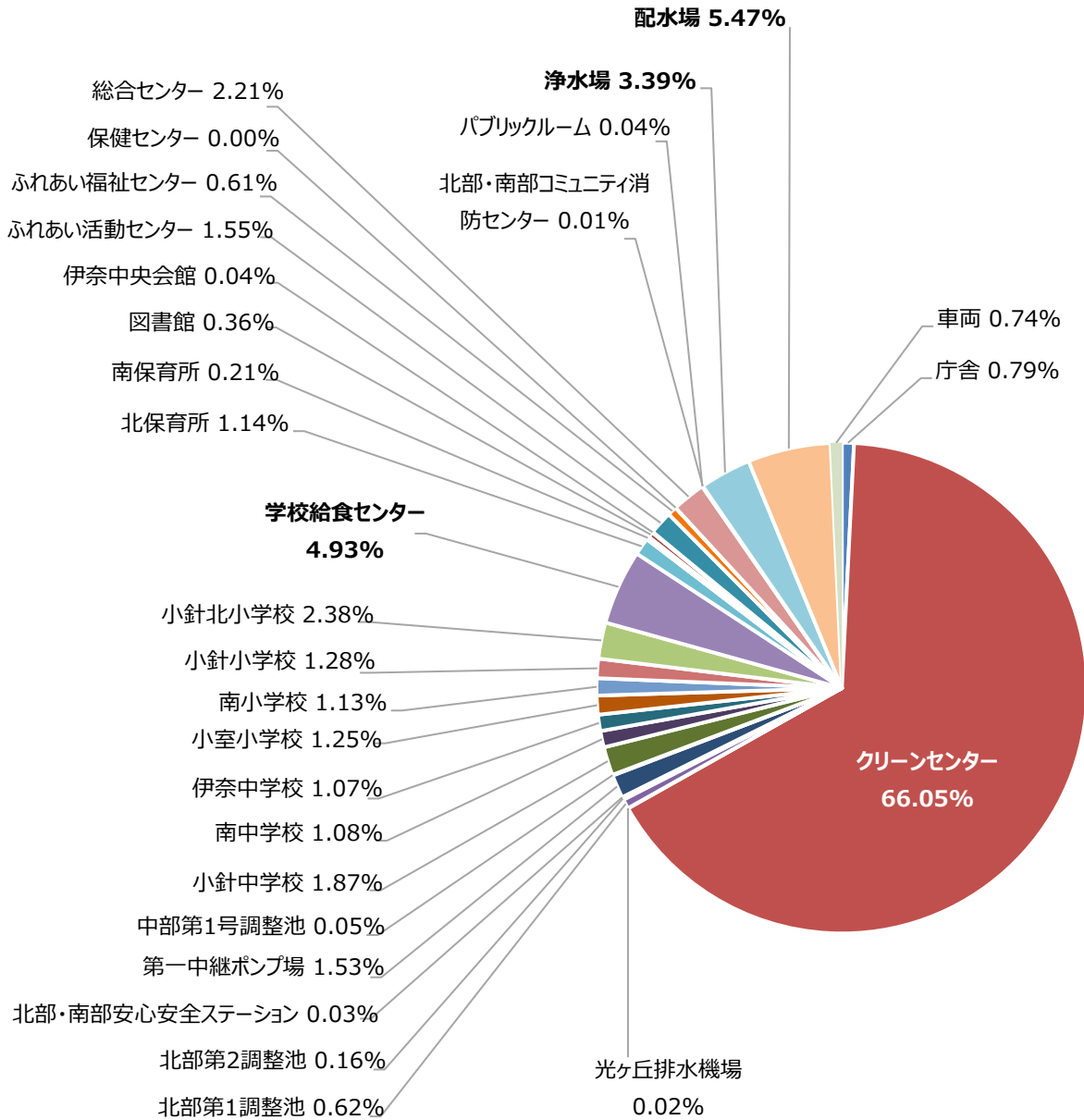


図 2-14 現況年度（令和 6（2024）年度）の施設別温室効果ガス排出量割合

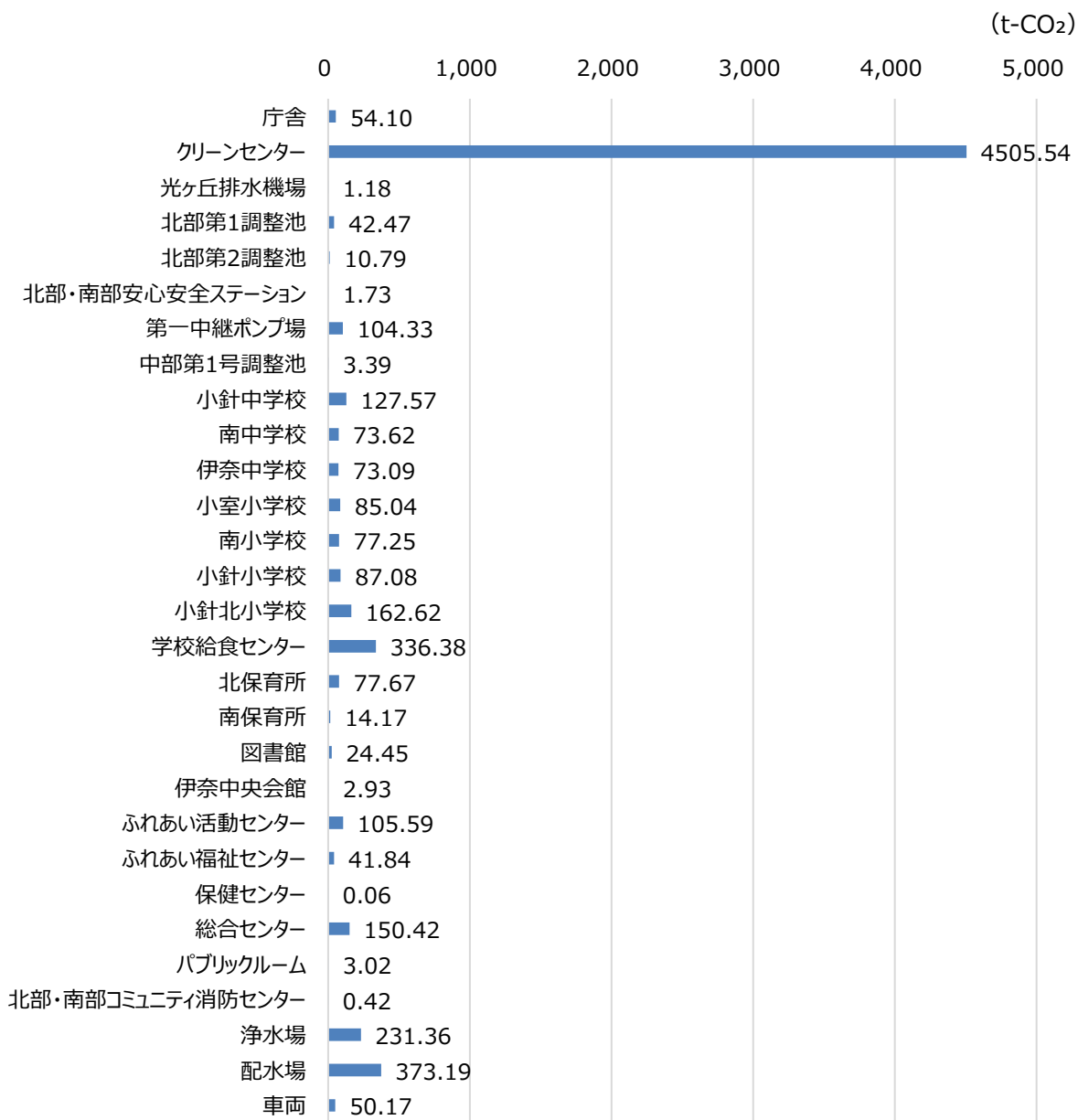


図 2-15 現況年度（令和 6（2024）年度）の施設別温室効果ガス排出量

現況年度における温室効果ガス排出源割合は、基準年度と構成は大きく変わらず、廃棄物焼却による排出量が全体の約46.2%、次いで電気使用量による排出量が約44.0%を占めています。

学校給食センターで使用していたA重油を都市ガスに燃料転換したことにより、A重油の割合は微減しています。

また、会議等のオンライン化が進み自動車の使用頻度が減少したことにより、自動車の走行量をはじめ、ガソリンや軽油の割合も微減しています。

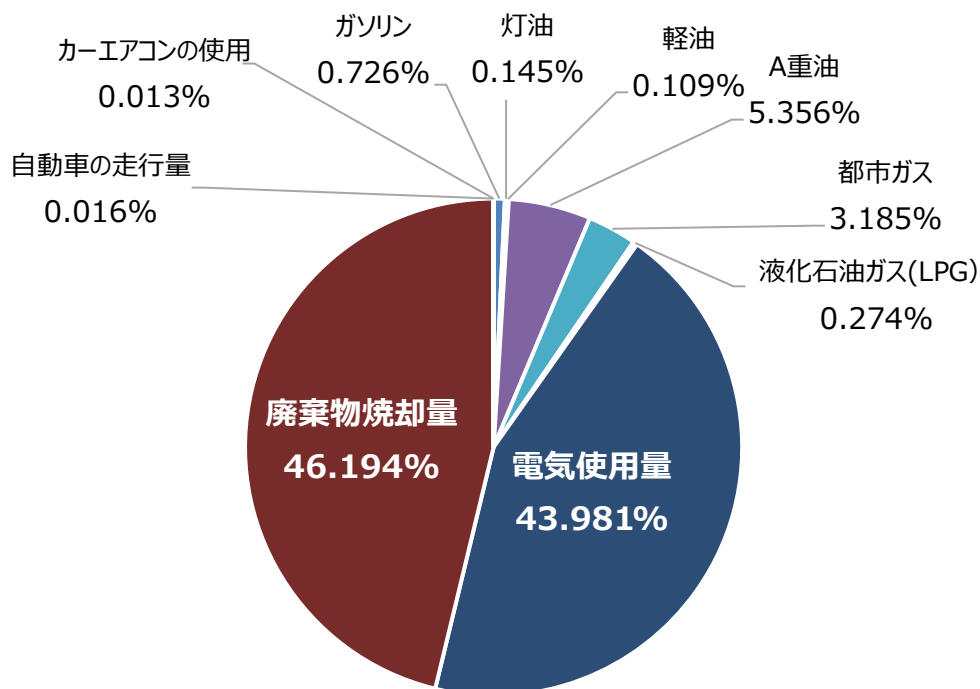


図 2-16 現況年度（令和 6（2024）年度）の温室効果ガス排出源割合

第3章 目標と基本方針

1 温室効果ガス排出量の削減目標

本計画では、国が改定した「政府実行計画」（令和7（2025）年2月18日閣議決定）において示された温室効果ガス削減目標及び第2章での現況年度排出量を踏まえ、本町の温室効果ガス排出量の削減目標を次のとおり定めます。

令和12（2030）年度までに、平成25（2013）年度比で

50%削減を目指します。

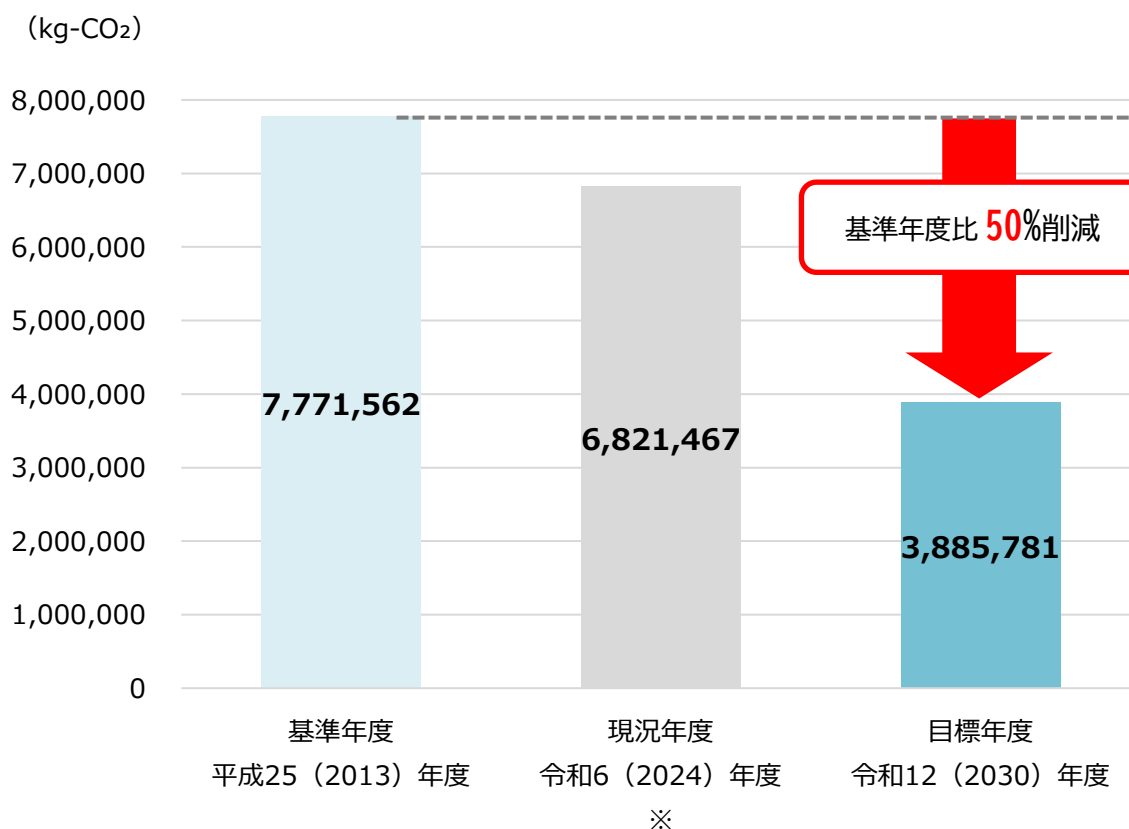


図3-1 温室効果ガス排出量の削減目標

※令和6（2024）年度の温室効果ガスの排出状況の詳細は10ページ、11ページに記載しています。

2 削減目標達成に向けた取組の基本方針

地球温暖化対策の推進にあたり、町の事務・事業における温室効果ガス排出量の削減は不可欠です。そのため本町では、第1に職員一人一人の行動を通じて無駄なエネルギー使用を抑える「省エネルギー行動」に取り組みます。第2に、公共施設では化石燃料依存を低減し、持続可能なエネルギー利用を進めるため「再生可能エネルギーの導入」を進めます。第3に、これらを単独で実施するだけでなく、「総合的な取組」により、効果を最大化し継続性を確保します。

この3つの基本方針を柱として、温室効果ガス排出量の削減を推進し、町民や事業者の模範となるよう努めます。

削減目標達成に向けた取組
基本方針1 省エネルギー行動
基本方針2 再生可能エネルギーの導入
基本方針3 総合的な取組

第4章 具体的な取組

1 削減目標達成に向けた取組

基本方針 1 省エネルギー行動

温室効果ガス排出量の大部分を占めるエネルギー起源の二酸化炭素を削減するためには、まずエネルギー消費量を減らす、いわゆる省エネルギー対策を推進する必要があります。

公共施設における省エネルギー型設備・機器の導入や効率的な運用を進めるとともに、エネルギー管理の徹底や事務事業全体における省エネルギー行動を推進します。

取組項目	取組内容
職員の省エネルギー行動の徹底	不要な照明はこまめに消灯する。
	エレベーターの使用は極力避け、階段を利用するよう努める。
	昼休憩時は、不要な照明やパソコンモニター等を消灯する。
	終業時にパソコンのACアダプターをコンセントから抜くなど、待機電力を削減する。
	パソコンを省電力モード・ダークモードに設定して使用する。
	各種電気製品を使用しないときは、こまめに電源を切る。
	残業時間を削減し、照明の使用時間を短縮する。
	手洗い・歯磨き時など、水を流したままにせず、こまめに止める。
トイレ使用時の消音のための流水を避け、消音器を活用する。	
電気及び燃料使用量の削減	ノー残業デー（毎週水曜日・金曜日）の実施を徹底する。
	複合機をスリープモード・低電力モードに設定して使用する。
	クールビズ及びウォームビズを推進し、空調設備の温度を調整する。
	空調設備のフィルター清掃など、設備機器の保守管理を徹底する。
	空調使用時には、窓・出入口の開放を最小限とする。
	便座の温度設定は「低」に設定し、使用後はフタを閉める。
	洗濯時には、すすぎが1回で済む洗剤使用及び洗濯機設定を行う。
公用車の適正利用	エコドライブを徹底する。
	タイヤの空気圧調整など、車両整備を適切に行う。
	カーエアコンを適正に使用し、不要な荷物の積載を避ける。
	公用車を利用する際は、各課間で調整のうえ乗り合わせを行い、効率的運用・使用回数削減を図る。
	公用出張時には、公共交通機関を利用するなど、自動車使用を避ける。
設備投資	パソコン・プリンター・複合機をはじめとした各種電気製品を購入する際は、省エネ型機器を優先的に購入するよう推進する。

	トイレ・廊下・給湯室等の共用部分に人感センサーを導入し、点灯・消灯を自動化できるよう検討する。
	既設設備の蛇口先端に水圧・流量制限アダプタ等の取付可能な節水部品の導入を推進する。
	設備更新時には自動水栓などの節水型水栓の導入を推進する。
	設備更新時には節水型トイレの導入を推進する。
	LED 照明への交換を推進し、令和 12（2030）年度までに 100%導入を目指す。
	公用車の新規導入・更新時には、電動車の導入を推進する。
	コージェネレーションシステム、ヒートポンプなどの導入を検討する。
	断熱性能に優れた窓ガラス（ペアガラス）や日射をコントロールするひさし、遮熱・断熱フィルムの導入に努める。
運用改善	公共施設の建替えや設備更新の際には省エネ診断を実施し、エネルギーコストの削減や、運用改善による効率向上に努める。

基本方針 2 再生可能エネルギーの導入

エネルギー源の大半を占める石油等の化石燃料は、燃焼により二酸化炭素を排出するため、電力需要や熱需要は温室効果ガスを排出しない再生可能エネルギーに代替していくことが求められます。

公共施設における再生可能エネルギー設備の導入や利活用を推進し、地域全体における脱炭素社会の実現に向けて町が模範的役割を果たします。

取組項目	取組内容
設備投資	公共施設の新築・更新時には、ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の実現を目指す。
	令和 12（2030）年度までに調達する電力の 60%以上を再生可能エネルギー由来の電力とすることを旨とする。
	公共施設には、太陽光発電設備の設置とともに、蓄電池の導入を推進する。

基本方針3 総合的な取組

温室効果ガス排出量の削減には、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入にとどまらず、一般廃棄物の発生抑制やプラスチックごみの低減などを含めた総合的な取組が不可欠です。町が先導して実践することで、町民や事業者への波及を図り、地域全体で持続可能な脱炭素社会の形成を目指します。

取組項目	取組内容
廃棄物の減量・資源化	広報等を通じてごみの分別区分の周知を徹底し、廃棄物の適正処理及び減量を推進する。特に、温室効果ガス削減効果の大きい、クリーンセンターにおけるプラスチック類の焼却量の削減を実現するため、ごみの分別及び廃棄物発生抑制を推進する。
	備品等を廃棄する場合は、リサイクルに努める。
	資源物のリサイクルを促進するため、ごみの分別を徹底する。
	マイボトル・マイ箸を利用し、使い捨て容器などの消耗品使用を控える。
	大容量の詰め替え用品・省パッケージ商品を優先的に購入し、ごみの減量化を図る。
	昼食時や会食時等、食べ残しをなくし、食品ロス削減を徹底する。
紙の適正利用	電子情報による文書・資料の共有化を進め、業務のペーパーレス化を図る。
	チラシ・パンフレット等の紙媒体は過剰な制作を控える。
	会議資料等は資料枚数を減らすとともに、可能な限りデジタル媒体を活用し必要最小限の印刷枚数とする。
	使用済みコピー用紙は、裏紙として再利用したのち、分別回収・リサイクルを行う。
	多色刷りを極力避け、できる限り単色でわかりやすい資料を作成するよう創意工夫する。
	両面印刷・両面コピーを徹底し、ミスコピーに留意する。
	使用済み封筒は、課内回覧用、庁内連絡用などに再利用する。
意識啓発	職員に対し地球温暖化に関する情報を発信し、省エネルギー・リサイクル等、地球温暖化対策への理解を深める。
	庁舎等の各施設の地球温暖化対策についての取組を町民・事業者積極的に広報し、意識の向上を図る。
その他	事務用品等の物資調達にあたっては、グリーン購入取組ガイドラインに準拠し、省エネルギー性能が高い製品や環境ラベル認定を受けた製品等、環境負荷低減に資する製品を率先して調達する。
	耐久性に優れ、修理・保守による長期使用が可能な製品を優先的に購入する。
	環境に配慮した公共事業及び施設管理を心がけ、環境負荷の少ない施工技術、方法を採用する。

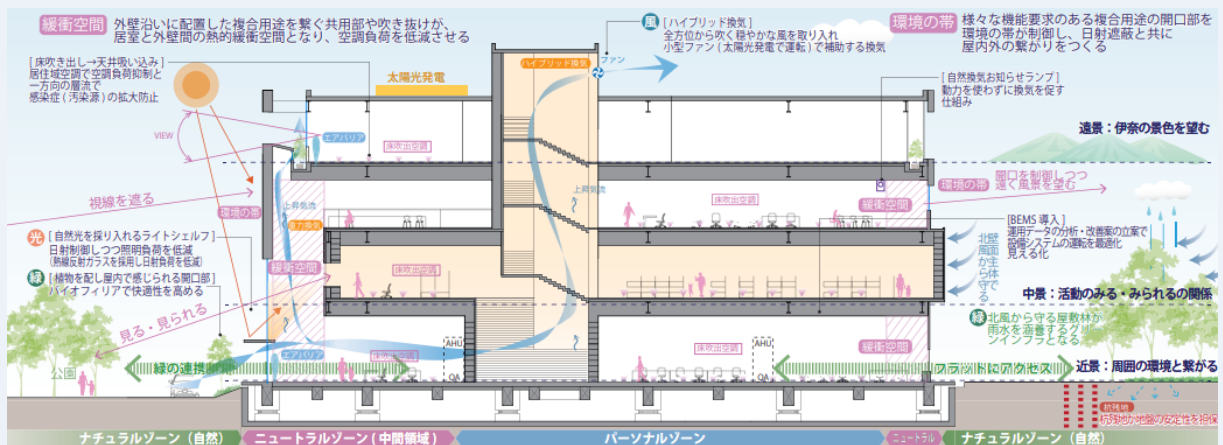
<p>リモートワークやオンライン会議を活用し、不要な移動を抑える。</p>
<p>通勤手段の見直しを推進し、可能な範囲で徒歩や自転車、公共交通機関での通勤を推奨することにより環境負荷の軽減及び健康増進を図る。</p>
<p>公共施設等の緑化に努める。</p>
<p>「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づき公共建築物での木材の使用に努める。</p>

コラム

伊奈の風土、機能融合を活かした快適な環境親和型庁舎

伊奈町は、令和9（2027）年度供用開始に向けて、庁舎の建て替えを進めています。伊奈町の風土や気候が育んだ豊かな環境資源を最大限に活かし、省エネルギー化・CO₂削減・快適性につながる『機能の融合』を特徴とした、人々の営みが重なり合い、環境と呼応する新庁舎を建設予定です。

新庁舎は ZEB Ready の認証を取得できるよう設計しています。ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）とは、快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のことです。その中でも、ZEB Ready とは、ZEB を見据えた先進建築物として、外皮の高断熱化及び高効率な省エネルギー設備を備えた建築物のことを指します。



※基本設計段階の計画のため、今後変更する可能性があります。

コラム

日常の取組

町では、職員が下記のチェックシートを用いて温室効果ガス排出量削減に取り組めます。



自分ごととして取り組もう！



エコオフィスチェックシート

©伊奈町

脱炭素の実現には、職員一人一人の小さな行動が欠かせません。設備投資だけでなく、日々の勤務の中でできる工夫が大きな効果を生み出します。

自分ごととして、温室効果ガス排出量削減に向けて一歩ずつ取組を進めていきましょう。

省エネルギー行動		
取組項目	取組内容	CO ₂ 排出削減効果
職員の省エネルギー行動の徹底	<input type="checkbox"/> 照明を使う時間を短縮する	0.07 kg-CO ₂ /日
	<input type="checkbox"/> エレベーターの代わりに階段を使用する	0.02 kg-CO ₂ /階
	<input type="checkbox"/> パソコンを省エネモードで使用する	0.08 kg-CO ₂ /日
	<input type="checkbox"/> パソコンをダークモードで使用する	0.02 kg-CO ₂ /日
	<input type="checkbox"/> 手洗い時に使用する水の量を減らす	0.002 kg-CO ₂ /回
電気及び燃料使用量の削減	<input type="checkbox"/> 労働時間内で業務を完了し退社する	0.11 kg-CO ₂ /日
	<input type="checkbox"/> 複合機のスリープモードを設定して使用する	0.41 kg-CO ₂ /日
	<input type="checkbox"/> 複合機の省電力モードを設定して使用する	0.15 kg-CO ₂ /日
	<input type="checkbox"/> クールビズを実施する	0.31 kg-CO ₂ /日
	<input type="checkbox"/> ウォームビズを実施する	0.24 kg-CO ₂ /日
	<input type="checkbox"/> 便座の設定温度を低くして使用する	0.08 kg-CO ₂ /日
	<input type="checkbox"/> 洗濯機のすすぎ回数を1回にする	0.01 kg-CO ₂ /回
公用車の適正利用	<input type="checkbox"/> エコドライブを実施する	0.34 kg-CO ₂ /日
	<input type="checkbox"/> 徒歩で移動する	1.19 kg-CO ₂ /人・km

総合的な取組		
取組項目	取組内容	CO ₂ 排出削減効果
廃棄物の減量・資源化	<input type="checkbox"/> ペットボトルをリサイクルに出す	0.05 kg-CO ₂ /回
	<input type="checkbox"/> 紙をリサイクルに出す	0.03 kg-CO ₂ /日
	<input type="checkbox"/> リサイクルするためにごみを分別する	0.50 kg-CO ₂ /日
	<input type="checkbox"/> 再利用可能な水筒(マイボトル)を利用する	0.11 kg-CO ₂ /回
	<input type="checkbox"/> 詰め替え洗剤を購入して使用する	0.30 kg-CO ₂ /回
	<input type="checkbox"/> 食べ残しをしない	0.01 kg-CO ₂ /日
紙の適正利用	<input type="checkbox"/> 4ページを1枚にまとめて印刷する	0.03 kg-CO ₂ /部
	<input type="checkbox"/> 紙を両面印刷する	0.01 kg-CO ₂ /部
	<input type="checkbox"/> 裏紙を使用する	0.01 kg-CO ₂ /枚

出典：環境省 デコ活データベース



地球温暖化を防ぐには、一人一人が自分ごととして省エネルギー対策や廃棄物の減量などに取り組むことが大切です！



©伊奈町

第5章 計画の推進

1 推進体制

本計画に係る温室効果ガス排出量を削減していくためには、職員全員で脱炭素の取組を推進することが重要です。

環境管理統括者が計画の実施状況を評価し、取組の実行を指示します。そして、伊奈町地球温暖化対策実行計画推進事務局が計画の進行管理を行い、伊奈町環境問題等調整会議及び伊奈町環境にやさしいこと推進会議と連携を図ります。

また、伊奈町環境審議会は計画の進捗状況の報告を受け、取組の評価・提言を行います。

(1) 環境管理統括者

- ・ 環境管理統括者は、町長が務めることとします。
- ・ 本計画が、全職員に周知され、実行されるよう指示します。

(2) 伊奈町環境問題等調整会議

- ・ 伊奈町環境問題等調整会議は、要綱で定める構成とします。
- ・ 本計画の実施状況の評価結果に基づき、目標を達成するために必要な取組等を協議し、環境管理統括者に報告します。

(3) 伊奈町環境にやさしいこと推進会議

- ・ 伊奈町環境にやさしいこと推進会議の委員（以下、「推進委員」という。）は、各所属から選任された職員で構成します。
- ・ 推進委員は、本計画の具体的な取組、見直しや改善内容について、所属職員に周知するとともに、取組の中心的な役割を担い、本計画を推進します。
- ・ 推進委員は、各所属の取組状況を、推進事務局に報告するものとします。

(4) 伊奈町地球温暖化対策実行計画推進事務局

- ・ 推進事務局は、環境対策課が担い、本計画の推進に係る庶務を担当します。
- ・ 推進事務局は、各所属の推進委員から報告される取組の実施状況を集約し、本計画の進捗状況を把握し、環境管理統括者に報告します。

(5) 伊奈町環境審議会

- ・ 伊奈町環境審議会は、識見を有する者、公募委員、関係行政機関の職員、その他町長が必要と認める者、の区分から選出された委員で構成されます。
- ・ 伊奈町環境審議会は、環境の保全及び創造に関する基本的事項を調査審議します。
- ・ 伊奈町環境審議会は、年次報告書やそれに対する町民等の意見を踏まえ、専門的な見地から計画の進捗状況について把握し、評価を行います。計画の推進、見直しにおいては助言をします。

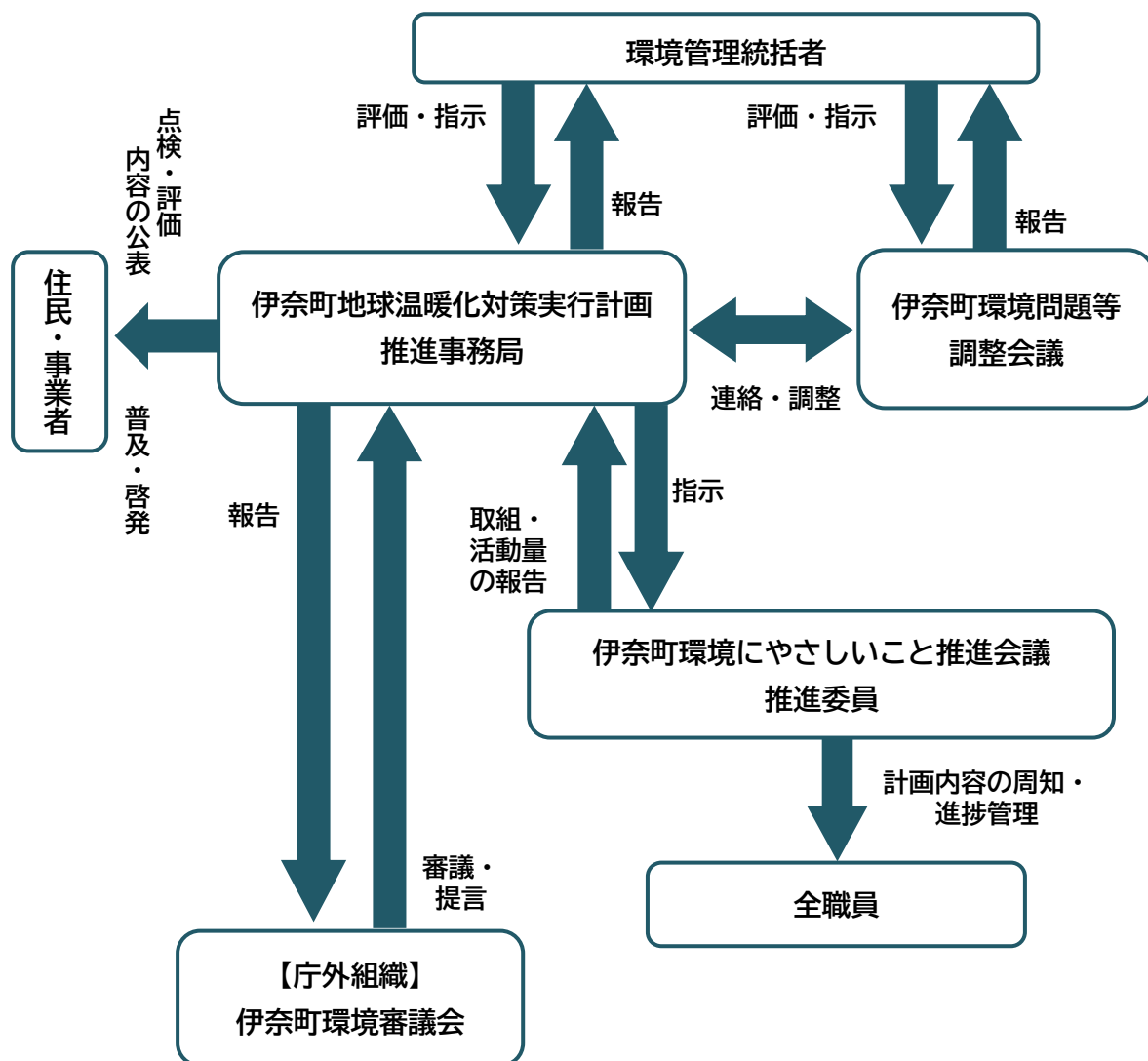


図 5-1 推進体制図

2 目標値の達成度評価と取組の進捗状況の点検・評価・見直し

(1) 目標値の達成度評価

達成度は、計画期間中における各年度の温室効果ガス総排出量と目標値との比較により行います。なお、温室効果ガス排出量は、最新の算定手法編に基づき算定します。

(2) 取組の進捗状況の点検・評価

取組の進捗状況は、推進委員が各所属で取組項目チェックシートを用いて記録した結果をもとに点検・評価します。点検・評価の結果は、伊奈町地球温暖化対策実行計画推進事務局に報告します。

(3) 目標や取組事項の見直し

計画進捗状況の点検結果により、目標や取組事項を適宜見直します。

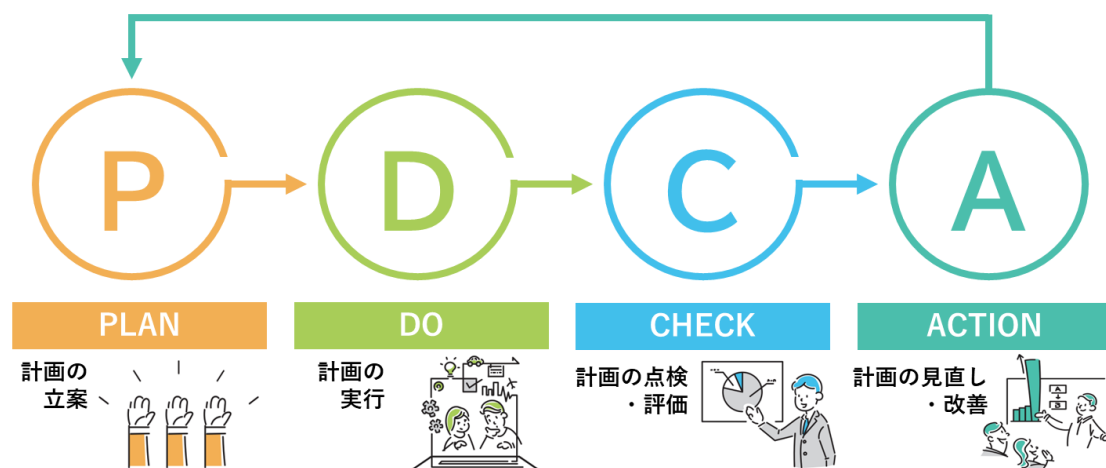


図 5-2 PDCA サイクル

3 計画の実施状況の公表

(1) 職員への周知

本計画の実施状況については、全職員に周知します。各所属において評価・見直しを行い、目標に向かって取組を推進します。

(2) 町民・事業者への公表

本計画の実施状況を町のホームページ及び広報紙に掲載し、本計画の進捗状況を公表します。

資料編

1 温室効果ガス排出量の削減ポテンシャル

第3章にて示した本町における温室効果ガス排出量削減目標の達成に向け、温室効果ガス排出実態の分析結果や庁舎建て替えの影響、実効性の高い施策の実施可能性等を踏まえ、目標値の根拠となる削減ポテンシャルを以下に示します。

なお、省エネ対策による削減ポテンシャルは、『温室効果ガス総排出量』削減目標設定における削減ポテンシャルの推計手法について（旧 地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（本編-資料編））」（平成 29（2017）年 3 月、環境省 大臣官房 環境計画課）に基づき算出しました。

（1）A 重油

庁舎建て替えに伴い、空調設備燃料での使用がなくなり、非常用発電機での使用となるため、削減ポテンシャルは以下のとおりです。

(kg-CO₂)

施設名	現況年度排出量（A 重油由来）	削減ポテンシャル	施策実施後排出量
庁舎	44,850.50	43,116.10	1,734.40
計	44,850.50	43,116.10	1,734.40

（2）電気

電力契約を 100%再生可能エネルギー由来の電力メニューへ切り替えた場合の削減ポテンシャルは以下のとおりです。

(kg-CO₂)

施設名	現況年度排出量（電気由来）	削減ポテンシャル	施策実施後排出量
クリーンセンター	1,130,065.19	1,130,065.19	0
光ヶ丘排水機場	1,178.79	1,178.79	0
北部第1調整池	42,474.62	42,474.62	0
北部第2調整池	10,787.93	10,787.93	0
第一中継ポンプ場	103,824.45	103,824.45	0
中部第1号調整池	3,394.13	3,394.13	0
学校給食センター	105,760.07	105,760.07	0
浄水場	212,302.84	212,302.84	0
配水場	372,159.02	372,159.02	0
計	1,981,947.04	1,981,947.04	0

(3) 省エネ対策

運用措置及び改修措置を実施した場合の削減ポテンシャルは以下のとおりです。

なお、既に蛍光灯から LED 照明へ切り替えたことによる数値は、削減ポテンシャルには加味されていません。

(kg-CO₂)

施設名	現況年度排出量（施設全体）	削減ポテンシャル	施策実施後排出量
北部・南部安心安全ステーション	1,734.14	410.99	1,323.15
小針中学校	127,566.43	45,030.95	82,535.48
南中学校	73,619.71	25,987.76	47,631.95
伊奈中学校	73,092.86	25,801.78	47,291.08
小室小学校	85,037.76	30,018.33	55,019.43
南小学校	77,251.79	27,269.88	49,981.91
小針小学校	87,075.99	30,737.82	56,338.16
小針北小学校	162,617.79	57,404.08	105,213.71
北保育所	78,271.99	27,630.01	50,641.98
南保育所	14,168.69	5,001.55	9,167.15
図書館	26,615.34	7,079.68	19,535.66
伊奈中央会館	2,930.51	779.52	2,150.99
ふれあい活動センター	105,586.29	28,085.95	77,500.33
ふれあい福祉センター	41,842.68	11,130.15	30,712.53
保健センター	58.94	13.97	44.97
総合センター	150,418.76	40,011.39	110,407.37
パブリックルーム	3,018.29	802.87	2,215.43
北部・南部コミュニティ消防センター	421.09	99.80	321.29
計	1,111,329.04	363,296.47	748,032.56

運用措置と改修措置の内容は以下のとおりです。

		措置
運用措置	空調設備	冷房設定温度緩和、暖房設定温度緩和、冷暖房負荷削減を目的とした外気導入量の制御、ウォーミングアップ時の外気取入れ停止、熱源機器の立ち上がり運転時期の短縮、空調運転時間の短縮、冷凍機冷水出口温度の調整、冷却水設定温度の調整、フィルタの定期的な清掃
	換気設備	間欠運転・換気回数の適正化による換気運転時間の短縮
	給湯設備	給湯温度の調整、洗面所給湯期間の短縮（夏の給湯停止）
	照明設備	照明照度の調整
	設備全般	エネルギーモニタリング制御の導入
	建築（外皮）	カーテン、ブラインドにより日射を調整する
改修措置	照明設備	LED（発光ダイオード）照明の導入

(4) 一般廃棄物焼却量

令和6(2024)年度にクリーンセンターの基幹的設備改良工事を行い、准連続焼却方式から全連続焼却方式に変更を行ったことにより、排出係数を修正したうえで、一般廃棄物焼却量廃プラスチック類における温室効果ガスの排出量についても見直しを行いました。結果は以下のとおりです。

クリーンセンターにおける基幹的設備改良工事に伴う排出係数の見直し

	現況年度排出量 (kg-CO ₂)	排出係数見直し	削減ポテンシャル (kg-CO ₂)	見直し後排出量 (kg-CO ₂)
一般廃棄物焼却量 (全連続焼却方式) (CH ₄)	19,054.90	0.00095	18,819.81	235.09
一般廃棄物焼却量 (全連続焼却方式) (N ₂ O)	126,238.72	0.0567	-6,557.86 (増加)	132,796.57
計	145,293.62	-	12,261.95	133,031.66

廃プラスチック焼却量の見直し

一般廃棄物(全量)の焼却量(湿重量) 10,172t × 焼却される一般廃棄物中の廃プラスチック類の種類ごとの割合(排出ベース) 13.5% × (1-廃プラスチック類の種類ごとの含水率) 54.9% = 見直し後の廃プラスチック焼却量 753t

	現況年度排出量 (kg-CO ₂)	見直し後の廃プラスチック 焼却量(t)	削減ポテンシャル (kg-CO ₂)	見直し後排出量 (kg-CO ₂)
一般廃棄物焼却量 (廃プラスチック) (CO ₂)	3,005,786.82	753	923,741.82	2,082,045.00

※廃プラスチック焼却量算定方法については地方公共団体実行計画(事務事業編)策定・実施マニュアル(算定手法編)令和7年3月より

※焼却量等の数値は一般廃棄物処理事業実態調査施設整備状況調査票より

(5) 総括

(1)～(4)の結果を踏まえ、本町の削減ポテンシャルは以下のとおりです。

(kg-CO₂)

基準年度排出量	現況年度排出量	削減ポテンシャル	施策実施後排出量	基準年度比
7,771,561.56	6,821,466.61	3,324,363.38	3,497,103.23	-55.00%

2 伊奈町環境問題等調整会議設置要綱

平成12年9月29日町長決裁

(設置)

第1条 本町の環境の保全及び創造に関する施策及びその他の環境に係る諸事項を検討、協議するとともに、環境関連業務を円滑に推進するため、伊奈町環境問題等調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 調整会議は、次に掲げる事項を検討、協議及び調整する。

- (1) 環境の保全及び創造に係る基本的事項に関すること。
- (2) 環境の保全及び創造に係る計画等の策定に関すること。
- (3) 環境に係る庁内の施策の整理、連絡調整に関すること。
- (4) 環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興等に関すること。
- (5) その他環境の保全及び創造に係る諸事項に関すること。

(構成)

第3条 調整会議は、議長、副議長及び構成員をもって組織する。

2 議長は、副町長をもって充てる。

3 副議長は、くらし産業統括監をもって充てる。

4 構成員は、企画総務統括監、健康福祉統括監、都市建設統括監、議会事務局長、会計管理者、教育次長、上下水道統括監及び所属長（環境対策課長を除く。）をもって充てる。

(会議)

第4条 調整会議は、議長が招集し、主宰する。

2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 議長は、特に必要と認めるときは、調整会議に関係者の出席又は資料の提供を求めることができる。

(報告)

第5条 調整会議は、町長の要求があった時、又は必要があると認めるときは、第2条の事務処理状況について、町長に報告するものとする。

(庶務)

第6条 調整会議の庶務は、環境対策課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年8月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年1月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年6月5日から施行する。

3 伊奈町環境にやさしいこと推進会議設置要綱

平成 12 年 9 月 29 日町長決裁

(設置)

第 1 条 本町における環境の保全及び創造に関する施策の推進を図るにあたり、町自ら、事業者、消費者として率先して環境への負荷の低減に努める施策を検討、協議するため、伊奈町環境にやさしいこと推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 推進会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 環境の保全に関連する施策、事業等の調査、研究及び連絡調整に関すること。
- (2) 町における環境にやさしいこと（環境への負荷の低減に関する施策をいう。以下同じ。）の計画及び実現に関すること。
- (3) その他環境にやさしいことの推進に関すること。

(構成)

第 3 条 推進会議の委員は、各課の主任又は主事職にある者をもって充てる。ただし、前項の場合において、その委員に充てる職にある者がいない場合にあっては、別に定めるところによるものとする。

(関係機関等との協議)

第 4 条 推進会議は、職務遂行にあたり、関係者及び関係機関と協議することができる。

(協力要請)

第 5 条 推進会議は、職務遂行上必要があるときは、関係者及び関係機関に対し、資料の提供その他必要な協力を要請することができる。

(成果等の報告)

第 6 条 推進会議は、第 2 条の事務に係る成果を得たときは、速やかに町長に報告するものとする。

2 推進会議は、町長の要求があったとき、又は必要があると認めるときは、第 2 条の事務処理状況について、町長に報告するものとする。

(庶務)

第 7 条 推進会議の庶務は、環境対策課において処理する。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

4 伊奈町地球温暖化対策実行計画推進事務局設置規程

平成 15 年 6 月 24 日公布

(設置)

第 1 条 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）の規定に基づく、地球温暖化対策実行計画の策定及び推進に関する事務を行うため、伊奈町地球温暖化対策実行計画推進事務局（以下「推進事務局」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 推進事務局は、次に挙げる事務を所掌する。

- (1) 伊奈町地球温暖化対策実行計画の策定に関すること。
- (2) 伊奈町地球温暖化対策実行計画の推進及び進行管理に関すること。

(構成)

第 3 条 推進事務局は、次に掲げる課の職員をもって充てる。

- (1) 企画課
- (2) 総務課
- (3) 子育て支援課
- (4) 教育委員会教育総務課
- (5) 上下水道課
- (6) 環境対策課

2 推進事務局に事務局長を置き、事務局長は環境対策課長をもって充てる。

(庶務)

第 4 条 推進事務局の庶務は環境対策課において処理する。

(その他)

第 5 条 この規程に定めるもののほか、推進事務局の運営に関し必要な事項は、事務局長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

5 伊奈町環境審議会規則

平成12年12月27日

規則第37号

(趣旨)

第1条 この規則は、伊奈町環境基本条例(平成12年条例第28号)第23条の規定に基づき、伊奈町環境審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会は、必要に応じ会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第4条 必要があると認めるときは、会議に関係者を出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、環境対策課において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成13年規則第22号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(令和6年規則第16号)

この規則は、公布の日から施行する。

6 第4次伊奈町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）【改訂版】策定の経緯

年 月 日	内 容 等
令和7年4月25日～ 5月14日	第4次伊奈町地球温暖化対策実行計画各課進捗状況の調査
8月6日	第1回伊奈町環境審議会 ・第4次伊奈町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）【改訂】概要について ・第4次伊奈町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の令和6年度進捗状況について ・第4次伊奈町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）【改訂版】骨子案について
11月12日	伊奈町環境問題等調整会議 ・第4次伊奈町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）【改訂版】（素案）について
12月16日	第2回伊奈町環境審議会 ・第2次伊奈町環境基本計画【改訂版】及び第4次伊奈町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の進捗状況について ・第4次伊奈町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）【改訂版】（素案）について
令和8年2月6日	第3回伊奈町環境審議会 ・第4次伊奈町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）【改訂版】（最終案）について

7 用語解説

あ行

●IPCC (アイピーシーシー)

「Intergovernmental Panel on Climate Change (気候変動に関する政府間パネル)」の略称で、各国政府の気候変動に関する政策に科学的な基礎を与えることを目的とし、世界気象機関 (WMO) と国連環境計画 (UNEP) によって設立された政府間組織。

●一酸化二窒素 (N₂O)

数ある窒素酸化物の中で最も安定した物質。二酸化炭素 (CO₂) やメタン (CH₄) といった他の温室効果ガスと比べて大気中の濃度は低いが、温室効果の強さは二酸化炭素 (CO₂) を 1 とすると、約 265 倍。燃料の燃焼、工業プロセス等が排出源となっている。

●ウォームビズ

地球温暖化対策活動の一環として、過度な暖房に頼ることなく、重ね着やひざ掛けの利用等により室温を 20℃ (目安) で冬を快適に過ごすライフスタイルのこと。

●エコドライブ

温室効果ガスや大気汚染の原因物質の排出を減らすために環境に配慮した運転を行うこと。穏やかにアクセルを踏んで発進する、加速・減速の少ない運転、無駄なアイドリングをしない、燃費を把握すること等が挙げられる。

●温室効果ガス

赤外線を吸収及び再放射する性質のある気体。地表面から放射される赤外線の一部を吸収して大気を暖め、また熱の一部を地表に向けて放射することで、地球を温室のように暖める。「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、二酸化炭素 (CO₂)・メタン (CH₄)・一酸化二窒素 (N₂O)・ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)・パーフルオロカーボン類 (PFCs)・六ふっ化硫黄 (SF₆)・三ふっ化窒素 (NF₃) の 7 種類を温室効果ガスと定め削減対象としている。

か行

●カーボンニュートラル

温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。「排出を全体としてゼロ」にすることを目指しており、二酸化炭素 (CO₂) をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理等による「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味する。

●化石燃料

石炭・石油・天然ガスなどのエネルギー源。燃焼により二酸化炭素 (CO₂) を発生するため、地球温暖化の主要な原因物質となる。

●活動量

一定期間における生産量・使用量・焼却量等、排出活動の規模を表す指標のこと。地球温暖化対策の推進に関する施行令 (平成 11 年政令第 143 号) 第 3 条第 1 項に基づき、活動量の指標が定められている。具体的には、燃料の使用に伴う二酸化炭素 (CO₂) の排出量を算定する場合、ガソリン等の燃料使用量 [L] 等が活動量になり、一般廃棄物の焼却に伴う二酸化炭素 (CO₂) の排出量を算定する場合は、例えばプラスチックごみ焼却量 [t] が活動量になる。

●環境基本計画

環境基本法第 15 条に基づき、政府全体の環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱を定めるもの。

●環境ラベル

製品やサービス等の環境的側面を購入者に伝える文言やシンボル・図形・図表等のこと。

●環境負荷

産業活動や各種製品の使用などが環境にもたらす影響のこと。

●気候変動

地球全体の大気の組成を変化させる人間活動に直接または間接に起因する気候変化のことで、比較可能な期間において観測される自然な気候変動に加えて生じるものをいう。気候変化とも訳される。近年では、地球温暖化と同義語として用いられることが多い。

●気候変動適応計画

気候変動適応法第 7 条に基づき、気候変動適応に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定された計画。気候変動の影響による被害を防止・軽減するため、各主体の役割や、あらゆる施策に適応を組み込むことなど、7 つの基本戦略を示すとともに、分野ごとの適応に関する取組を網羅的に示している。

●気候変動適応法

政府による気候変動適応計画の策定、環境大臣による気候変動影響評価の実施、国立研究開発法人国立環境研究所による気候変動への適応を推進するための業務の実施、地域気候変動適応センターによる気候変動への適応に関する情報の収集および提供等の措置を実施することが定められている。

●基準年（度）

温室効果ガスの削減に関し、基準となる年（度）。

●京都議定書

平成 9（1997）年に京都で開催された気候変動枠組条約第 3 回締約国会議（COP3）で採択された、気候変動への国際的な取組を定めた条約。

●クールビズ

地球温暖化対策活動の一環として、過度な冷房に頼ることなく、軽装等様々な工夫により適正な室温で夏を快適に過ごすライフスタイルのこと。

●グリーン購入

企業や国・地方公共団体が商品の調達や工事発注などに際し、できるだけ環境負荷の少ない商品や方法を積極的に選択するやり方。グリーン購入を率先して実施する企業や自治体などで構成する「グリーン購入ネットワーク」で基準などを取り決めている。

●コージェネレーション

天然ガス・石油・LP ガス等を燃料として、エンジン・タービン・燃料電池等の方式により発電し、その際に生じる廃熱も同時に回収するシステム。現在主流となっているのは、「熱電併給システム」と呼ばれるもので、まず発電装置を使って電気をつくり、次に発電時に排出される熱を回収して、給湯や暖房等に利用している。

●国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議 (COP21)

平成 27 (2015) 年 11 月 30 日から 12 月 13 日まで、フランス・パリにおいて開催された地球温暖化対策を講じるための会議であり、協議を重ねた結果新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択された。

●COP (コップ)

「Conference of the Parties (締約国会議)」の略。条約を結んだ国々による会議で、様々な締約国会議が存在する。

さ行

●再生可能エネルギー

資源として枯渇する心配がなく、温室効果ガスを排出しないエネルギー。太陽光・風力・地熱・水力・バイオマス等がある。

●削減ポテンシャル

再生可能エネルギー・省エネルギー機器の利用促進対策等を実施した場合の削減量を試算したもの。

●産業革命

18 世紀半ばから 19 世紀にかけて起こった、生産活動の中心が「農業」から「工業」へ移ったことで生じた社会の大きな変化のこと。

●三ふっ化窒素 (NF₃)

常温常圧では無色・無臭の気体。有害で助燃性がある。温室効果ガスの一つ。温室効果の強さは二酸化炭素 (CO₂) を 1 とすると、約 16,100 倍。

●准連続焼却方式

ごみ焼却施設において、1 日のうち、決まった時間 (例：16 時間) だけ連続で稼働する焼却方式のこと。

●省エネ診断

省エネの専門家がビルや工場等の電力・燃料・熱等「エネルギー全般」について幅広く診断するもの。省エネの取組について、その結果を診断報告書として提出する。

●省エネルギー

石油・石炭・天然ガス等、限りあるエネルギー資源がなくなってしまうことを防ぐため、エネルギーを効率よく使うこと。

●政府実行計画

地球温暖化対策推進法第 20 条に基づき、政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画のこと。

●ZEB (ゼブ)

「Net Zero Energy Building (ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)」の略称で、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギー化を実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間のエネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した建築物のこと。

●全連続焼却方式

ごみ焼却施設において、1 日当たりの運転時間が 24 時間連続となる焼却方式のこと。

た行

●脱炭素社会

実質的に二酸化炭素（CO₂）の排出量がゼロとなり、脱炭素が実現できている社会のこと。

●地球温暖化係数（GWP）

二酸化炭素（CO₂）を基準にして、ほかの温室効果ガスがどれだけ温暖化する能力があるか表した数字のこと。温室効果の強さは、メタン（CH₄）は二酸化炭素（CO₂）を1とすると約28倍、一酸化二窒素（N₂O）は約265倍、フロン類は数百～数千倍となる。（GWP：Global Warming Potential）

●地球温暖化対策計画

地球温暖化対策推進法第8条に基づき、政府が地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定する計画のこと。「パリ協定」や「日本の約束草案」を踏まえて策定された。

●地中熱

浅い地盤中に存在する低温の熱エネルギーのこと。大気と地中の温度差を利用して効率的な冷暖房等を行うことが可能となる。

●電力排出係数

電気事業者が電力を発電するために排出した二酸化炭素（CO₂）の量を推し測る指標。排出量が少ないほど排出係数は低くなる。

な行

●二酸化炭素（CO₂）

石油・天然ガスなどの化石燃料の使用などに伴い排出される温室効果ガス。温室効果ガスの中でも最も温室効果への影響が大きい。

は行

●バイオマス

生物資源（bio）の量（mass）を表す概念で、一般的には「再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの」と定義されている。

●排出係数

エネルギー消費量や電力購入量などの活動量から、二酸化炭素（CO₂）などの温室効果ガス排出量を算出するために用いる「単位量あたりの排出数値」のこと。

●ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）

フッ素と炭素等の化合物で、オゾン層を破壊しないフロン。冷媒や発泡剤等に使用されている。温室効果ガスの一つで、温室効果の強さは二酸化炭素（CO₂）を1とすると、約4～12,400倍など。

●パリ協定

温室効果ガス削減等について、すべての国が参加する公平かつ実効的な枠組みとして平成27（2015）年12月に気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）で採択され、平成28（2016）年11月4日に発効された。

●PDCA（ピーディーシーイー）サイクル

Plan（計画）・Do（実行）・Check（点検・評価）・Action（見直し・改善）の4つの視点をプロセスの中に取り込むことで、プロセスを不断のサイクルとし、継続的な改善を推進する管理手法のこと。

●ヒートポンプ

温度の異なる二つの熱源を利用し、冷暖房などを行う装置。通常、二つの熱源の間に気化しやすい液体を循環させ、気化と液化のサイクルを用いて熱を移動させる。温度差エネルギーの活用方法の一つ。

ま行**●メタン (CH₄)**

天然ガスの主成分で、常温では気体であり、燃焼性が高く、温室効果ガスの一つ。湿地や水田から、あるいは家畜及び天然ガスの生産やバイオマス燃焼等、その放出源は多岐にわたる。温室効果の強さは二酸化炭素 (CO₂) を 1 とすると、約 28 倍。

ら行**●レジリエンス**

「回復力・復元力・弾力性」といった意味の単語で、災害時においては、災害の影響を適時にかつ効果的に防護・吸収し、対応するとともに、しなやかに回復する能力のことを指す。

●六ふっ化硫黄 (SF₆)

無色無臭の気体。温室効果ガスの一つとして位置付けられ、温室効果の強さは二酸化炭素 (CO₂) を 1 とすると、約 23,500 倍。

第4次伊奈町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）
【改訂版】

令和8年3月発行
発行・編集：伊奈町 環境対策課

〒362-8517
埼玉県北足立郡伊奈町中央四丁目 355 番地
TEL： 048-721-2111（代）
FAX： 048-721-2138